

# LIBRA

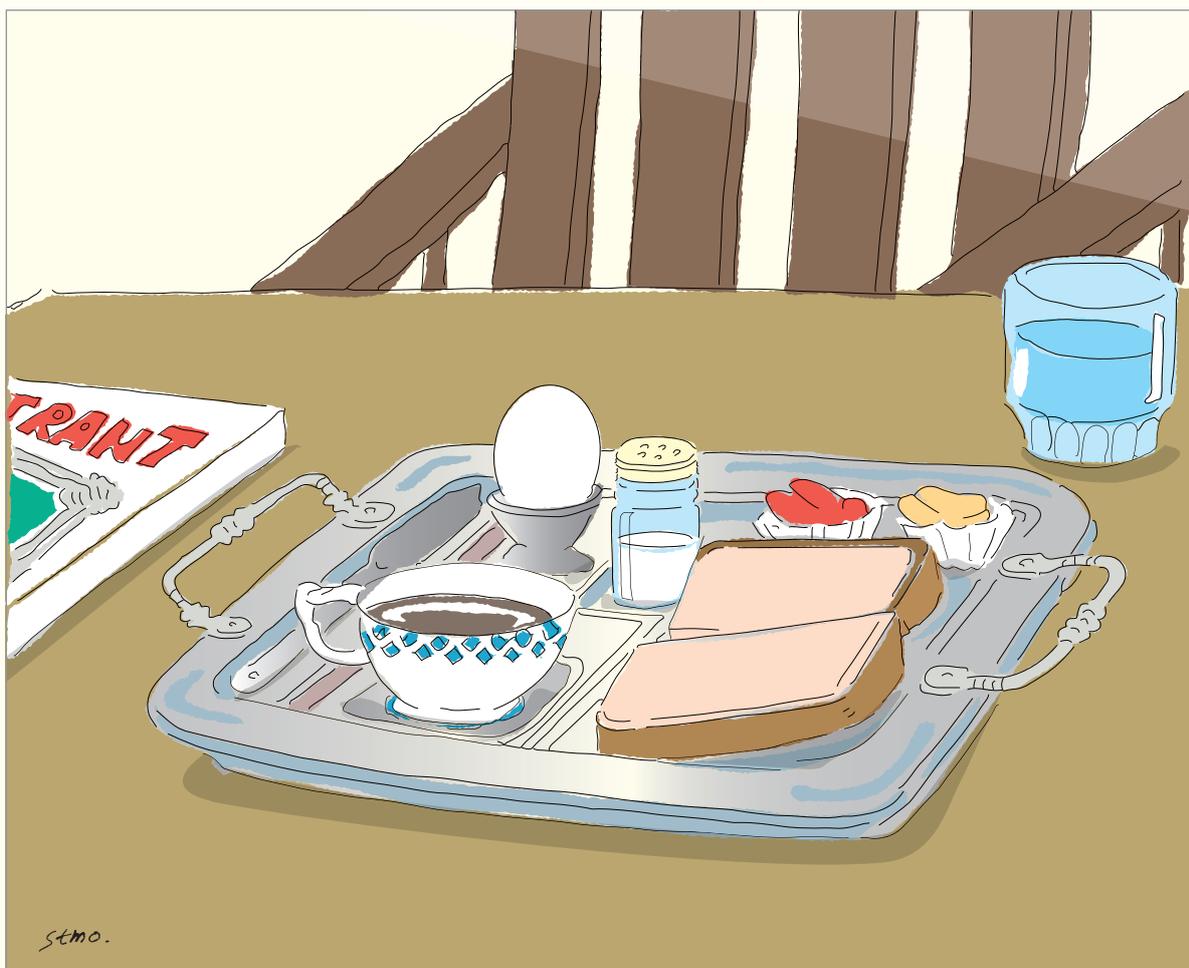
## 2025年 10月号

〈特集〉

## セクシュアル・マイノリティに関する 当会の取組み

〈クローズアップ〉

### 2025年度 夏期合同研究



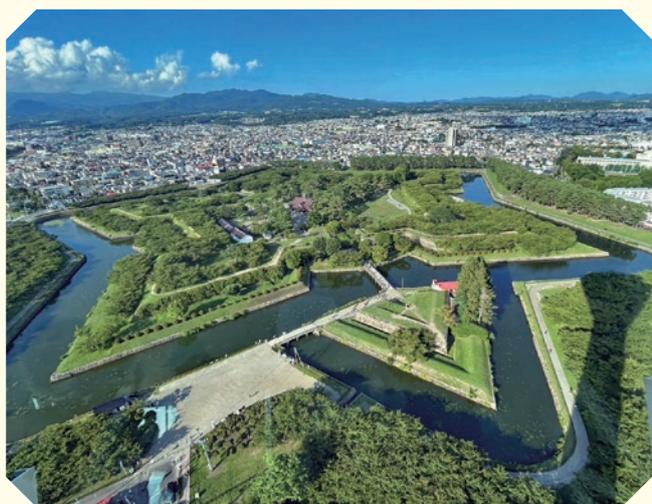
リブラギャラリー

# べんとらー函館旅情編

会員 伊藤 敬史 (56期)



函館・立待岬付近から津軽海峡に臨む  
べんとらー



函館・五稜郭

かつて  
最後のサムライたちが  
夢見た世界に思いを馳せながら、  
平和を祈るべんとらー 

# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS

2025年10月号

### 特集

## 02 セクシュアル・マイノリティに関する 当会の取組み

- 1 はじめに
- 2 セクシュアル・マイノリティ PT 設立の経緯や活動の概要等
- 3 各取組みについて
- 4 まとめ

### ニュース&トピックス

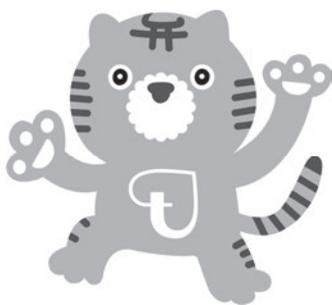
- 16 ・シンポジウム「再審と死刑を考える―飯塚事件から―」報告  
・2025 沖縄シンポジウム「沖縄とともに―慰霊の日を迎えて―」

### クローズアップ

## 18 2025年度 夏期合同研究

### 連載等

- 26 理事者室から  
想像していた以上に… 菅沼 真
- 27 人権問題最前線  
第35回 通数外発信不許可事件 品川 潤
- 28 憲法訴訟のいま  
第8回 2024年衆院選 人口比例選挙実現訴訟 伊藤 真
- 30 法律家のための税法知識  
第6回 民法上の組合の課税関係 木島絵里子
- 32 弁護士会の国際活動  
第3回 2025年度香港法律年度開始式参加報告 佐々木拓真  
国際刑事裁判所弁護士会 (ICCBA) 会長の訪問 樋口一磨
- 34 東弁今昔物語～150周年を目指して～  
第37回 立法の批判と建議 池浦 慧
- 35 こんな活動しています～法律研究部・同好会～  
vol.7 世界食文化同好会 異文化交流は胃袋から 黒岩 瞳
- 36 わたしの修習時代  
扉をひらく 65期 長田悠希
- 37 77期リレーエッセイ  
弁護士としてはじまる第二の人生 田中幸徳
- 38 心に残る映画  
『ミッション:インポッシブル/ファイナル・レコニング』 首藤哲伺
- 39 コーヒーブレイク  
お好み焼きの魅力 小山加奈
- 44 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

# セクシュアル・マイノリティ に関する当会の取組み

東京弁護士会性の平等に関する委員会では、2011年度からセクシュアル・マイノリティの人権問題に取り組み、差別や偏見の解消を目指してきました。当事者が直面する生きづらさや人権侵害を鑑み、当会内外に向けた多岐にわたる活動を展開しています。

セクシュアル・マイノリティの人権問題は、現在進行形で取り組まれている課題も多く残されていると思いますが、それでもこの14年間で少しずつ社会の意識が変わり、着実に改善を積み重ねてきたように思われます。その裏には同委員会の弁護士たちの地道な取組みがあったことは間違いありません。

本特集では、これまでの同委員会の歩みと成果を振り返り、これからの課題を探ります。

LIBRA 編集会議 伊藤 敬史、古橋 夏樹

## CONTENTS

1 はじめに	2頁
2 セクシュアル・マイノリティPT設立の経緯や活動の概要等	3頁
(1) 活動開始初期から2016年まで	
(2) 2016年ころから現在まで	
(3) 東京レインボープライドへの参加	
3 各取組みについて	5頁
(1) 公開学習会、シンポジウム	
(2) 「セクシュアル・マイノリティ」無料電話法律相談	
(3) 会員向け研修	
(4) PRIDE指標	
(5) 職員及び会員向け制度の整備	
(6) 基本理念、職員向けガイドライン	
(7) 意見書、会長声明	
(8) その他対外的活動	
4 まとめ	13頁

## 1 はじめに

性の平等に関する委員会 委員 土屋 裕太 (66期)

性の平等に関する委員会では、2011年度以降、セクシュアル・マイノリティの人権問題に関する活動を続けてきた。当委員会は、事実上、労働PT（「PT」はプロジェクトチームの意）、DVPT、法教育PT及びセクシュアル・マイノリティPTにより活動しているが、本特集では、主にセクシュアル・マイノリティPTの活動を中心にご報告する。

セクシュアル・マイノリティに対する差別・偏見に基づく言動や、法制度の不整備のために、セクシ

アル・マイノリティ当事者の人権が侵害されている例がある。人権侵害に至っていないとしても、セクシュアル・マイノリティ当事者が、生きづらさを感じ、自分らしく生きられていないと感じる例は多数存在する。また、アウティング等の不適切な言動は、人の命を奪う可能性すらある。

このような状況に鑑み、当PTは、当会外に向けた活動及び当会内に向けた活動をいずれも行ってきた。

当会外に向けた活動としては、たとえば、どなたでも参加できる公開学習会を開催し、セクシュアル・マイノリティ電話法律相談を設置している。また、2022年から2024年まで、東京レインボープライドにブース出展し、当会の活動や上記電話法律相談について、来場者にPRした。加えて、当会の考え方を示した意見書や会長声明を発出して、行政庁・立法機関等に働きかけを行うとともに、一般に公開している。なお、委員会ブログ\*1への関連する記事の掲載、本誌での特集の掲載などの活動も行っている。

これらの活動は、広く市民に対して、セクシュアル・マイノリティの問題が人権問題であり、急務であることを周知し、あわせて、行政手続や立法過程において、セクシュアル・マイノリティに関する問題が適切に取り扱われるよう働きかけること、また、セクシュアル・マイノリティ当事者の弁護士へのアクセスを用意することを目的としてなされたものである。

次に、当会内に向けた活動としては、たとえば、弁護士向け研修のほか、会員向け規則類の改定、職員向け就業規則類の改定、「性的指向及び性自認に関する基本理念」及び「職員向け性的指向及び性自認

についての対応ガイドライン（現状での対応と方針）」の策定を行った。また、毎年度、セクシュアル・マイノリティの人権問題について考える、セクシュアル・マイノリティ週間を実施している。

これらの活動は、会内でのセクシュアル・マイノリティの人権の保障を促進すること、及び、これを含めた様々な手段により、弁護士によるセクシュアル・マイノリティの人権問題への取組みを加速させることを目的としている。

近時、当会でを行った取組みについて他単位会でも実施されたり、関連する書籍が多数出版され、関連するニュースが頻繁に取り上げられたり、弁護士会以外の団体によるセクシュアル・マイノリティの人権擁護に関する活動が活発化するなどしており、当会の、弁護士の強制加入団体である弁護士会として先陣を切って行う人権擁護活動は、一定の役割を果たしたと思われる。また、以上のような取組みの実績に基づき、PRIDE指標での連続受賞を果たしており、対外的な評価もいただいたところである。

そこで、本特集において、これまでの取組みについて取りまとめてご報告することとしたい。

## ② セクシュアル・マイノリティ PT 設立の経緯や活動の概要等

性の平等に関する委員会 委員 本多 広高 (58期)

### (1) 活動開始初期から2016年まで

当会の性の平等に関する委員会がセクシュアル・マイノリティの人権と権利や性的指向・性自認にもとづく差別について活動をし始めたのは2011年度である。当時は委員会名も両性の平等に関する委員会であり委員会の構成は1部会（労働）と2部会（それ以外）に分かれていた。

最初に、同年6月6日、委員会内での学習会を開き、約10か月の準備を経て、2012年3月24日、弁護士

会館3階にて、『セクシュアル・マイノリティ』はTVの中だけか？ カテゴリーされた『男』と『女』と題してセクシュアル・マイノリティの権利全般に関するシンポジウムを大江千束氏（LOUD代表 同性愛当事者）、上川あや氏（世田谷区議会議員 性同一性障害当事者）、谷口洋幸氏（高岡法科大学法学部准教授・国際人権法）、山下敏雅会員（セクシュアル・マイノリティの人権問題に長年取り組んできた当会会員）を招いて開催した（なお、カッコ内の肩書は当

\* 1 : <https://www.toben.or.jp/known/iinkai/seibyoudou/column/>

時のものである。以下、本特集においての肩書は当時のものとする)。このようなシンポジウムは、当会としても全国の弁護士会の中でも初めてであった。

次に、2012年7月17日に開催された夏期合同研究にて、「セクシュアル・マイノリティの法律相談」について発表を行った。よく相談がなされる問題をテーマとした相談者役と弁護士役の法律相談ロールプレイを通じて、相談のあり方について検討した。

2012年10月23日、山下敏雅会員に講師をお願いして会員向けの研修会を実施したのを最初に、年数回のセクシュアル・マイノリティの権利に関する研修を行っている。以上の準備の期間を経て、2013年11月16日、全国の単位会でも初めての「セクシュアル・マイノリティ電話法律相談」を実施した。この直後に委員会の中で「セクシュアル・マイノリティ」PTを発足させた。2014年6月12日から、全国の弁護士会で初のセクシュアル・マイノリティ対象の定期電話相談として「セクシュアル・マイノリティ電話法律相談」を開始した。相談員は、認定研修を受けるなどし、セクシュアル・マイノリティに関する知識を有する当会会員が交代で担当している。

2014年10月・2015年10月には「選択型実務修習」の1コマにてセクシュアル・マイノリティに関する講義を行った。2014年12月10日には、市民向けの公開学習会として、「知ろう 考えよう 学校現場におけるセクシュアル・マイノリティ～受け止めて、ありのままの子どもたち～」を開催した。

2015年7月14日の夏期合同研究では「同性婚を認めないことこそ憲法違反?!」と題して木村草太氏(首都大学東京准教授・憲法学)の講義と委員からの発表を行い、2016年2月23日には2度目の公開学習会を開催した。

2016年9月には、当会の規則を改正して、委員会の名称を性の平等に関する委員会と改めて、委員会の目的を「性の平等に関する委員会は、会則第57条に基づき、個人の尊重と性の本質的平等の理念に立脚し、男女の実質的平等並びにあらゆる性別、性的指向及び性自認に基づく差別の撤廃を実現するために必要な調査、研究、啓蒙及び具体的方策の立案をなし、これに

基づき適切な措置をとることを職務とする。」とした。

## (2) 2016年ころから現在まで

2016年以降も、セクシュアル・マイノリティ電話法律相談の運営、相談員を含む会員向けの研修の企画と実施は、毎年継続的に行っている(いずれも本特集内で後述)。

2018年より、当会サイトの中に、「コラム(セクシュアル・マイノリティ)」のページを設けている。これは、セクシュアル・マイノリティについての法的問題の解決策や企業・学校・行政の取組み、催し物などについて、当PT所属委員の持ち回りで最新の記事を掲載するものである。2025年5月時点で32本の記事を掲載している。

また、当会は、2019年から、「PRIDE指標」にも応募しており、2024年度まで連続で受賞している(本特集3(4)参照)。

## (3) 東京レインボープライドへの参加

東京レインボープライドは、1994年に東京で日本初のプライドパレードが開催されたことを契機に、2012年から毎年開催されているイベントである。このイベントは特定非営利活動法人東京レインボープライドが開催主体であり、「性」と「生」の多様性を祝福するものである。プライドは、世界各地の都市で、また日本各地の都市でも開催されているものがあるが、東京レインボープライドは日本最大のものであり、アジアの中でも大きなものである。

当会は、東京レインボープライドには、2022年から2024年までの3回参加している。2022年4月22日から24日、2023年4月22日と23日、また、2024年4月19日から21日(19日は天候のため全ブースが設営のみ)、いずれも代々木公園にてブース出展し、東京三弁護士会多摩支部所属弁護士の有志による多摩レインボーメンバーズの協力も得て、当会や多摩支部のセクシュアル・マイノリティの法的問題に対する取組みを広く来場者にアピールした。なお、2025年度のTokyo Pride(今年度より名称変更)については、諸事情により、参加を見送った。

### ③ 各取組みについて

#### (1) 公開学習会、シンポジウムについて

性の平等に関する委員会 セクシュアル・マイノリティプロジェクトチーム リーダー兼副委員長 小沼 千夏 (66期)

当PTは、当会外に向けた活動としてどなたでも参加することができる公開学習会やシンポジウムを開催してきた。

これまで開催された公開学習会は、以下のとおりである。

- 2014年度「知ろう 考えよう 学校現場におけるセクシュアル・マイノリティ～受け止めて、ありのままの子どもたち～」(遠藤まめた氏)
- 2015年度「伝えたい！セクシュアル・マイノリティのこと～学校での実践と挑戦～」(渡辺大輔氏)
- 2017年度「婚姻の平等をめざして～憲法・民法から考える同性カップルの結婚」(七崎良輔氏、鳩貝啓美氏、巻美矢紀氏、二宮周平氏)
- 2018年度「学習指導要領と教科書をセクシュアル・マイノリティの視点で考える」(渡辺大輔氏、遠藤まめた氏)
- 2020年度「同性カップルの子育て～さまざまな家族のかたち～」(有田啓子氏、小野春氏、金谷勇歩氏)
- 2021年度「共に考えよう！高齢化社会のセクシ

アル・マイノリティ～他人事ではない介護・相続問題～」(永易至文氏、佐藤悠祐氏、永野靖会員)

- 2022年度「行きたい学校に入学したい！～トランスジェンダー学生を取り巻く問題～」(小山聡子氏、河野禎之氏、時枝穂氏)

なお、2016年度は、公開学習会に代わり、当PTによる書籍「セクシュアル・マイノリティの法律相談～LGBTを含む多様な性的指向・性自認の法的问题」の出版記念シンポジウムとして「メディアとLGBT “ホモネタ”って笑っていいの？」(荻上チキ氏、牧村朝子氏、渡辺一樹氏)を開催した(以上、当委員会委員を除く登壇者のみ括弧内に表記した)。

公開学習会及びシンポジウムは、主に、基調講演とパネルディスカッションから構成され、そのテーマはその時々で話題となっているものや当PTメンバーの関心が高いもの等から厳選される。これまでの登壇者は、当会会員だけでなく、当該テーマとかかわりの深いセクシュアル・マイノリティ当事者、大学教授等の教育関係者、支援団体の代表者、メディア関係者等多岐にわたり、いずれの方々からも非常に



貴重な学びの多いお話を聞かせていただいた。登壇者から直接話を聞ける機会であることがこの公開学習会の参加の動機であるという方も少なくない。

また、公開学習会が始まった当初は、誰でも参加することができるこのようなイベントが少なかったため、弁護士会として開催する事自体に大きな意味があった。当時のアンケートには、参加者の当該テーマに対する関心の高さがうかがわれるものが多く、その他公開学習会の開催を歓迎する声や、他会の弁護士が参考にするために参加したなどの感想が寄せられている。

最近の公開学習会は、以前と比べ参加者数は減少

傾向にある。その理由として、セクシュアル・マイノリティの人権問題に関するイベントが増えたこと、メディアで取り上げられる機会が増えて認知が広がったことにより、当会による公開学習会の需要が減少していることが挙げられるのではないかと推測している。こういったセクシュアル・マイノリティを取り巻く状況の変化は喜ばしいものであるが、過去には100名以上の参加者が集ったものもあり、当会外に向けた活動として公開学習会及びシンポジウムが担う役割は小さくないとも考えている。当PTとしては引き続き、セクシュアル・マイノリティに関する知見を深めることのできるこの公開学習会を企画していきたい。



## (2) 「セクシュアル・マイノリティ」無料電話法律相談について

性の平等に関する委員会 委員 増井 俊輔 (75期)

当会では、法律問題を抱えるセクシュアル・マイノリティの方々の弁護士へのアクセスを容易にし、その人権擁護を図るため、「セクシュアル・マイノリティ」無料電話法律相談を実施している。

セクシュアル・マイノリティの方々の中には、そうでない方々よりも、弁護士に自らの抱える法的問題を相談しにくいと感じている方もいる。その背景には、たとえば、弁護士からも偏見や差別を受けてしまうか

もしれないとの不安や、守秘義務があるとはいえ自身の性的指向や性自認を周囲にも知られるのではないかと不安があるのかもしれない。担当弁護士が、セクシュアル・マイノリティの方々に特有の法的なニーズについて、知識や経験を持っていなかったり、「話を通じないのではないかと」という懸念を抱かれている可能性もある。別の機関や窓口で相談した際に、差別的な経験を受けたことがある場合には、また同じよう

な思いをするのでは、というトラウマ的な心理を抱かれていますらる方もいるかもしれない。

そのようなご不安やご懸念がある方々にとっても、安心して電話相談をしていただくべく、この電話相談では、当会の「性の平等に関する委員会」の委員をはじめ、当会の認定研修を受講するなどし、セクシュアル・マイノリティの方々が偏見や無理解にさらされてきた歴史や、生活上直面する具体的な困難についても学び、セクシュアル・マイノリティの法律問題に詳しい弁護士が対応することとなっている。

この電話相談は、日本の弁護士会で初めてのセクシュアル・マイノリティ専門の常設無料電話法律相談として、2014年6月に始まり、2024年度の相談件数は40件以上に及んだ。現在では、東京三弁護士会多摩支部の他、10を超える単位会においてセクシュアル・マイノリティのための法律相談が設置されるに至っており、当会がこの無料電話法律相談を設けた意義は大きいと考えている。

主催 東京弁護士会

セクシュアル・マイノリティ  
lesbian サイ バイ セクシュアル トランスジェンダー etc.

**セクシュアルマイノリティ 電話法律相談**

毎月第2・第4木曜日  
祝祭日の場合は翌金曜日に行います  
17:00~19:00  
相談料無料

We support sexual minority rights!

03-3581-5515

電話相談日 03-3581-5515  
毎月第2・第4木曜日 17:00~19:00  
祝祭日の場合は翌金曜日に行います

相談料 無料  
秘密 厳守  
匿名相談 可能

お電話での相談は、ご相談内容が外に知られることはありません。(弁護士には守秘義務があります)  
お気軽に電話ください!

電話相談の結果、面談相談ご希望の場合や実際に弁護士に交渉等を依頼する場合は、原則として別途費用がかかります。金額については担当する弁護士にご連絡なくおたずねください。

東京弁護士会

本相談に関する問合せ先  
03-3581-2205 人権課  
\*このお電話で、相談や相談の予約などをすることはできません。

わたしたちは **LGBTの法律問題に詳しい弁護士です!**  
どんなことでも気軽に相談してください。

パートナーに財産をのこしたい

パートナーと一緒に子どもを育てられる?

パートナーが病気やケガで意識不明...付き添うにはどうすればいい?

私は女なのに学校で男子用の更衣室を使わなければならないのが苦痛です...

別れ話を切り出したら同性愛者だとバラスと侮られています...

履歴書には戸籍上の性別を書かなければいけない?

他にもこんなお悩み抱えていませんか?

- ハッテン場で知り合った人に脅かされています...
- パートナーの業績がひどくて暴力も振るわれています...
- レスビアンです。女性からスーカー行儀をされています...
- 外国人の同性パートナーに、配偶者ビザは出る?
- 戸籍上の性別を隠して就職をした後、それがバレたら解雇される?
- FIMです。後女が生んだ子どもの父親になりたいです。

### (3) 会員向け研修について

性の平等に関する委員会 セクシュアル・マイノリティプロジェクトチーム リーダー兼副委員長 小沼 千夏 (66期)

当PTでは、毎年前期・後期の年2回、会員向け研修を行っている。内容としては、セクシュアル・マイノリティに関する基礎知識、裁判例の紹介・解説のほか、法律相談時の良い例・悪い例のロールプレイングなどである。特にロールプレイングは、実際の法律相談のイメージがしやすい、相談を受ける際の参考になる等、受講者アンケートでもご好評いただいているものである。また、紹介する裁判例につ

いても研修ごとにアップデートしており、その研修時の最新の情報をお伝えできるよう努力している。

その他、研修では、当会外部からセクシュアル・マイノリティ当事者、支援団体、准教授等をお招きし、講義をしていただくこともある。本年7月に実施された前期研修では、性別不合ないし性別変更審判に必要となる診断について日本有数の症例数を有する針間克己医師より、専門医としての視座から見

た、最高裁判決後の性別変更の審判の現状について講義していただいたところである。セクシュアル・マイノリティ当事者や、かかわりの深い方々による講義は非常に貴重であり、学びの多いものである。

セクシュアル・マイノリティが関わる法律問題については、必ずしも事案の内容の特殊性が強いついわけではないが、知識や理解が不足していると、

法律相談時に無意識に差別的言動を行ってしまい、当事者を傷つけてしまうこと等が考えられ、このような事態は弁護士全体への不信感につながりかねないと考えている。そのため、全ての弁護士が最低限の知識を有していることが望ましい。今後も有益な研修を提供するため当PTも尽力していく。ぜひ、多くの方に研修を受講していただきたい。

## (4) PRIDE 指標について

性の平等に関する委員会 委員 佐藤 真依子 (75期)

当会は、2024年、「PRIDE指標2024」において、最高評価「ゴールド」を得た。2019年以降6年連続での最高評価「ゴールド」獲得であった。また、同時に、4年連続4度目の「レインボー認定」を受賞した。これは、性的指向および性自認に関する継続的かつ実効的な取組みが高く評価された結果である。

### ア 「PRIDE指標」・「レインボー認定」とは

「PRIDE指標」とは、任意団体「work with Pride」が2016年に策定した、日本の職場におけるセクシュアル・マイノリティに関する取組みを評価する指標である（なお、その後何度かの改定を行っている）。

同指標の評価指標は、PRIDEの各文字に合わせ、「Policy（行動宣言）」、「Representation（当事者コミュニティ）」、「Inspiration（啓発活動）」、「Development（人事制度・プログラム）」、「Engagement/Empowerment（社会貢献・渉外活動）」の5つと設定されており、包括的かつ先進的な施策を展開する組織が高く評価される。各評価指標につき、指定の要件があり、5つすべての指標を満たせばゴールド、4つの場合はシルバー、3つの場合はブロンズと評価される。応募・認定は年に一度であり、認定企業・団体は団体ウェブサイト上で公表される。



2024年度PRIDE指標の認定ロゴ

また、同団体により2021年に創設された「レインボー認定」は、国・自治体・NPO等との連携を通じ、法制度改革や社会理解の促進に実質的な貢献をしている団体に与えられる評価である。「PRIDE指標」でゴールド認定を獲得していることに加え、「日本におけるLGBTQ+に関する法制度の実現に、企業・団体として公に賛同表明していること」、「LGBTQ+に関する理解促進や権利擁護のために、自社・自団体のみならず、セクターを超えた主体と協働するコレクティブ・インパクト型の取組みを推進していること」が取得要件となっている。

### イ 当会の取組み

全国の弁護士会の中でPRIDE指標に認定されたのは当会が初であり、法曹界において先駆的に多様性推進の取組みを実践してきたことが評価された結果であるといえる。

当会では、PRIDE指標への応募を開始する以前

より、セクシュアル・マイノリティに関する人権課題に対し、他の弁護士会に先駆けて積極的な取組みを行ってきた。2013年に全国の弁護士会で初めて、セクシュアル・マイノリティの人権問題に特化した常設プロジェクトチームを設置し、以降、無料電話相談、シンポジウム、会員向け研修、意見書の提出など、多様な活動を積み重ねてきた。2016年には、関連書籍「セクシュアル・マイノリティの法律相談」を刊行し、法的支援の知見を広く共有している。2023年には、性的指向および性自認を理由とする差別の禁止や同性婚の法制化を求める複数の会長声明を発出し、政策提言を行っている。さらに、2024年5月には「性的指向及び性自認に関する基本理念」および「職員向け対応ガイドライン」を策定し、内部規則と職場環境の整備を一層進めた。

#### ウ PRIDE 指標の応募による気づき

PRIDE 指標への応募にあたり、上記5つの各項目に照らして当会の取組みを点検した。その結果、これまで個別に実施されてきた施策が体系的に理解され、全体としての課題や改善点も可視化された。これにより、単に認定を目指すという枠を超え、当会全体の取組みの質を高める契機となった。

#### エ 今後に向けて

受賞にあたり、日本弁護士連合会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各会長からもコメントを頂戴し、当会の枠を超えた協働が評価された。今後も他会・他団体との連携を深めながら、セクシュアル・マイノリティの人々が安心して暮らし、働くことができる社会の実現に向け、着実に取組みを進めていく所存である。

## (5) 職員及び会員向け制度の整備について

性の平等に関する委員会 副委員長 金城 美江 (67 期)

当会では、全国の弁護士会に先がけて、SOGIに関する職員及び会員向け制度の整備を行った。

2018年、①同性間の事実婚を異性間の事実婚と同等に適用対象とすること、②「内縁」との表現を「事実婚」概念に統一し定義規定の重複を回避すること、③「性別を理由とする差別取扱い」の禁止を「性を理由とする差別的取扱い」の禁止とすることの就業規則及び関連規則の改正を行った。当会の規則類は多岐にわたっていたが、「性別」「事実婚」「配偶者」「子」等の関連する文言で対象となる規則類を絞りこみ、相互に矛盾が生じないように改訂作業を進めた。当時はまだセクシュアル・マイノリティの人権問題についての社会的な意識が低い時代であったため、会内の手続では当委員会のメンバーが説明を行い、理解を促した。同様に、会員向け規則類についても改正した。

2021年度からは、毎年セクシュアル・マイノリティ週間\*2を実施し、弁護士会館内にポスター類を掲示し、WEB上で毎日コラムを更新する等してセクシュアル・マイノリティの人権問題について考えるきっかけを提示している。

2022年には、職員向けSOGIについてのオンライン研修も実施した。従来はハラスメント研修等で触れるだけであったが、SOGIについての基礎知識から裁判例、SOGIハラスメントについて業務遂行において必要な知識を網羅している。2024年には内容のアップデートも行い、職員が誰でも受講できるようにしている。

また、2023年には初めて職員向けSOGIに関する無記名アンケートを実施し、制度や施策の認知度や問題点を調査した。

\* 2 : <https://www.toben.or.jp/know/iinkai/seibyoudou/column/2022.html>

## (6) 基本理念、職員向けガイドラインについて

性の平等に関する委員会 副委員長 金城 美江 (67期)

### ア 基本理念

2024年5月、当会では、当会に関わるすべての者の性的指向及び性自認（以下「SOGI」という）を尊重すること等を明記した「性的指向及び性自認に関する基本理念」を策定した。

当会では、様々な人権問題への取組みを実施しており、その一つとして、セクシュアル・マイノリティの人権問題に関する取組みを、会内的にも、対外的にも行ってきた。その根幹となるSOGIに関する基本的な理念が存在していなかったため、原点に立ち返って策定したものである。

基本理念の内容は次のとおりである。

#### 1. 性的指向及び性自認の尊重及び差別禁止

当会は、当会の役員、職員（求職者を含む）、会員等、司法修習生、利用者その他当会に関わる全ての者の性的指向及び性自認を尊重します。当会は、決して、性的指向又は性自認に関する差別を行いません。

#### 2. 性的指向及び性自認に関する情報コントロールにおける本人の意思の尊重

当会が保有する性自認や性的指向に関する情報については、その開示・非開示の情報コントロールについて、本人の意思を尊重します。

#### 3. 性的指向及び性自認に関する業務執行の妨げの解消

当会は、当会の役員、職員、会員等及び司法修習生の性的指向及び性自認に関する当会における業務遂行の妨げの解消に努めます。

当然のことではあるが、基本指針では、改めて当会に関わる全ての者のSOGIを尊重するとともに、差別を行わないことを明らかにした。SOGIは個人の人格の核心に関わり尊重されるべきものであるため、当会

が保有するSOGIに関する情報についてその開示・非開示の情報コントロールについて本人の意思を尊重し、SOGIに関する当会における業務執行の妨げの解消に努めることを明らかにした。

### イ 職員向けガイドラインの制定

同時に、当会の職員の就業環境について、性的指向及び性自認についての対応の基本的な方針等を示した職員向けのガイドライン（以下「本ガイドライン」という）を策定した。本ガイドラインは、その会内的な取組みの一環として、当会の職員に対するSOGIについての対応の基本的な方針を示すとともに、現状の対応状況を明らかにしている。そして、当会のメッセージとして職員に対して表明し、職員がSOGIに関する就労環境の問題について取り扱う際の指針としての機能を持たせる観点から、「ガイドライン」という名称とした。ガイドラインは、大きく、1 ハラスメントの禁止、2 カミングアウト、3 会内での啓発活動、4 相談窓口、5 具体的な対応からなり、関連する規定類だけではなく健康診断や事務手続等、当事者が知りたくても誰に問合せたらよいかわからないようなSOGIの取扱いを一覧的に把握できるようにしている。

### ウ 制定の経緯

基本理念及び職員向けガイドラインの制定のきっかけとなったのは、当会で応募していたPRIDE指標で、これを満たすため検討を開始した。当時、SOGIに関する情報コントロールに言及した基本理念を制定している弁護士会はなかったため、他の弁護士会に先駆けて取り組んだ。

具体的な内容の作成に大いに参考となったのは、2023年3月10日開催の公開学習会「行きたい学校に入学したい！～トランスジェンダー学生を取り巻く問

題〜」である。トランスジェンダー学生についてのガイドラインを制定した共学の大学、トランスジェンダー女性の受入れを表明した女子大学、そしてトランスジェンダー当事者の方にご登壇いただき、講演やパネルディスカッションを行う中で、個々の学生に対する対応は、当該学生の状況や要望によるため、対応方法を具体的に定めるよりも、対応にあたって指針となる基本理念が存在することや、高度なプライバシー情報であるSOGIに関する情報について情報コントロールができてることが重要であることへの言及があり、これらを盛り込んだ。

職員向けガイドラインについては、職員にヒアリングする等して当会の現状を確認した。ガイドラインの改正管理等の懸念も挙げられたが、従前のハラスメント規則等にあったSOGIに関する定めを横断的に取りまとめたもので、職員の指針とするためのものであることを説明し理解を求めた。

本ガイドラインは、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に規定された事業主の努力義務を果たすものでもあると考えられる。

## (7) 意見書、会長声明について

性の平等に関する委員会 委員 土屋 裕太 (66期)

当会は、関連する次の意見書、会長声明、会長談話を発出している。それぞれ、当会ウェブサイトのうち「私たちのメッセージ」(<https://www.toben.or.jp/message/>) から閲覧することが可能である。

- ① 2021年3月8日付「同性カップルが婚姻できるための民法改正を求める意見書」  
(要旨) 国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである。
- ② 2021年6月10日付「LGBT理解増進法案に関する会長声明」  
(要旨) 速やかに、性的指向や性自認に関わらず人権を享有することや平等であることを明示する法律が制定されるべきである。
- ③ 2022年3月23日付「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の『現に未成年の子がないこと』の要件に関する意見書」  
(要旨) 法令上の性別を変更するための要件から「現に未成年の子がないこと」を削除する法改正を行うべきである。
- ④ 2023年3月29日付「性的指向及び性自認の

多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施するとともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制化を早期に実現することを求める会長声明」

(要旨) 表題のとおり

- ⑤ 2023年6月28日付「トランスジェンダー当事者である弁護士に対する脅迫行為を非難し、改めて、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止の実効的な法制度の確立を求める会長声明」

(要旨) 表題のとおり

- ⑥ 2023年7月18日付「トランスジェンダー当事者 (MtF) に関する行政措置要求判定取消等請求訴訟の最高裁判決を受け、国に対し、同判決の趣旨に沿った対応をするよう求める会長声明」

(要旨) 表題のとおり

- ⑦ 2024年3月28日付「社会生活のあらゆる分野・形態での差別を禁止する法制の調査・研究に向けた会長談話」

(要旨) 2024年1月30日に開催したシンポジウム(本特集3(8)ウ参照)は、現存する差別を解消するためには、包括的に差別を禁止する法制が必要であることを示唆するものであったところ、当会は包括的に差別を禁止する法制の調査・研究等の活動を行い、様々な角度から差別の根絶について取り組む所存である。

当PTは、委員持ち回りで、委員会ブログ(<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/seibyoudou/column/>)を更新しており、裁判例の状況、当会におけるセクシュアル・マイノリティに関する活動報告等を掲載している。このブログ内の記事は、検索サイトにおける検索でも、当会のウェブサイト内でのアクセス数の点でも、上位につけている。

## (8) その他対外的活動について

性の平等に関する委員会 委員 土屋 裕太 (66期)

### ア 選択別実務修習でのプログラムの提供

例年、東京三会同の修習生向け選択別実務修習プログラムとして、「セクハラ・LGBT・DV事件等の実務」と題するプログラムを提供しており、このうち、セクシュアル・マイノリティについての講義部分を当PTが担当している。

### イ 法教育の実施

当会法教育総合センター主催による法教育プログラムにおいて、当委員会が担当する「性の多様性について考えよう」というプログラムを設け、中学校、高校、大学への出張授業を実施している。それ以外に、当委員会が担当するデートDVの法教育プログラムでも、性の多様性についての言及を含めて実施することとしている。

### ウ 他委員会と協働したシンポジウムの開催

2024年1月30日、当会は、性の平等に関する委員会のほか、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会、外国人の権利に関する委員会が協働し、「『外国人・障害者・LGBTQ+、って怖いからアパート貸せません。』これって違法じゃないんですか、弁護士さん?! ~だれも排除されない社会のために必要なことは何か~」と題してシンポジウムを開催した。

このシンポジウムでは、場面として、居住用不動産

の賃貸借の場面、属性として、外国人、障害者、セクシュアル・マイノリティを取り上げたが、そこでの議論は、他の場面、他の属性における問題にも応用できるところがあるように思われる。司法の一翼を担う弁護士ないし弁護士会として、マイノリティの法的地位に関する活動をし、また研鑽を積むことは有意義なことであると思われる。

### エ 各種政策への法人としての賛同

当会は、次の政策への法人としての賛同を行っている。

- 婚姻の平等を実現する法制度の実現  
(<https://bformarriageequality.net/#support>)
- LGBT平等法の実現  
(<https://equalityactjapan.org/>)
- 性同一性障害特例法の要件緩和の実現  
(<https://pttgdjapan.main.jp/>)

### オ LGBT法連合会に対する東弁人権賞の授与

当会は、当事者が抱える困難の実態を可視化した「困難リスト」の作成等の功績により、一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(LGBT法連合会)に対して、第37回東弁人権賞を授与した。

## 4 まとめ

性の平等に関する委員会 委員 本多 広高 (58期)

2012年3月24日のシンポジウムにおいて両性の平等に関する委員会からのまとめの発言においては、次のように今後の課題について述べられていた。実際のところ、性の平等に関する委員会、そのPTとしてのセクシュアル・マイノリティPTの活動の多くは、ここで述べられている課題について取り組んできたものである。

1. 以上の個別又は共通の問題点を踏まえ、本日のシンポジウムを通して、多少なりとも弁護士あるいは弁護士会ができること、そして是非とも取り組んでいかなければならないものが見えてきました。
2. 第1に、セクシュアル・マイノリティの方々が、自らの性指向や性自認がきちんと受け入れられるという安心感をもって、弁護士に対して法的な相談ができるような窓口を、弁護士あるいは弁護士会が増やしていくことが必要だと考えます。当委員会としましては、セクシュアル・マイノリティ専門の相談窓口を作ることを弁護士会に対して働きかけると共に、弁護士研修の内容にも含めていきたいと考えています。
3. 第2に、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が定める性別変更の要件のいずれについても、検討が必要であると考えます。とりわけその人が家族関係を形成することも人権として尊重されるべきことや身体的な健康への影響を最小限にするべきであるという視点からは、現に婚姻をしていないことという要件、現に未成年の子がいないことという要件、

生殖腺がないあるいはその機能が永続的に欠くことという要件、身体について別の性別の性器に近似する外観をそなえていることという各要件が、ほんとうに必要なのかどうかについて、今後も継続して、厳密に、議論していくべきという認識を新たにしています。

4. また、そもそも、この特例法に従った性別変更をしていないのであっても、出生時に与えられた性と異なる性であるとの性自認を持つ人をその性自認に従って扱うべきであるということも、訴えて行きたいと考えます。
5. 第3に、性同一性障害\*3の人が望むならば家族関係を形成して行く、あるいは同性愛者が望むならば家族関係を形成して行くことについて、それを尊重する立法がなされるべきです。
6. 例えば、同性愛者については、同性婚ないし同性パートナーシップを法的に認める立法をなすことが検討されるべきです。具体的には、異性間の婚姻において認められている社会保障、雇用、年金保障、税制での措置、相続における権利と同等の権利を認めること、また、離婚と同様にパートナーシップを解消する際に財産分与がなされるべきこと、さらに、家庭裁判所の調停・審判・人事訴訟などの手続も正面から利用できるようにすることが検討されるべきです。さらに、子の福祉のために養子縁組を行うこともありうるのではないかということが議論されるべきです。

\*3：シンポジウム当時は、まとめの発言内で「性同一性障害」という呼称を使用したが、性同一性障害とは、精神疾患ととらえる概念であり、適切ではない。性別不合（あるいは性別違和）のある人、又は、トランスジェンダーと呼ぶべきである。

7. また、性同一性障害の方について、今日のシンポジウムでも、性別を変更して婚姻までしたのに子どもが嫡出子として認められないというケースが紹介されましたが、いわゆる通常の婚姻の場合と同様に、子どもを含む家族を形成する権利が認められるべきです。
8. ここで注意したい点の一つがあります。もし、現在の婚姻制度が、望まれる理想の家族形態であると仮定して、それに準じる家族形態として同性愛者の方々のためのパートナーシップ制度を組み立てること、いわゆる「通常」の男女の婚姻制度よりもどこかしら劣ったものとそれらの制度を考えることは適切ではないということです。
9. 異性愛者の婚姻もひとつの家族形態であり、他方、同性愛者のパートナーの関係もひとつの家族形態であり、性同一性障害の人とパートナーとの関係もひとつの家族形態であり、いずれも多様な家族形態のひとつ、それぞれが大きな海に浮かぶ別々の島のようなものということになると思われます。
10. 第4に、弁護士は教育や福祉の関係者との接点の多い職業ですが、教育や福祉のさまざまな局面で同性愛者や性同一性障害の方々に対する平等な尊重と配慮がなされるように働きかけることができるはずですし、そうしなければならぬと考えます。
11. 以上が多少とも弁護士あるいは弁護士会がこれからできることあるいは是非とも取り組んでいかなければならないことであると思います。

これまで、弁護士会は、女性と男性の平等という観点から、女性に対する差別や暴力について取り組む中で、ジェンダーすなわち社会において社会的・文化的に形成された性別や性差についての知識が、差別や人権の侵害を生むことを経験してきました。「セクシュアル・マイノリティ」と呼ばれる方々への偏見を解消していくことを考える上でも、同様に、社会的・文化的に形成されたいわゆる「常識」と呼ばれるものや、ジェンダーの問題を認識しつつ、活動していく必要があると考えます。

以上は、現在に至るもまだ解決されていない課題も多いが、この14年間で進展もみている。

性別（の取扱い）の変更の要件のうち4号の生殖不能要件は2023年の最高裁判決で違憲無効とされた。2014年から全国5つの地方裁判所で開始された同性婚が認められていないことが人権侵害・憲法違反に該当するかどうかを争点とする訴訟においては、5つの高等裁判所にて違憲の判断がなされている（いずれも上告されている）。

2023年、最高裁判所は、経済産業省の職員であるトランスジェンダー女性が、自身の性自認に沿った取扱いについての行政措置要求を否定した人事院判定の取消等を求めた訴訟において、争点となった職場での女性用トイレの使用制限の可否に関して、当該職員からの職場の女性用トイレを自由に使用することの要求を認めないとした人事院の判定を違法と判断している。

このほかにも、人の性的指向・性自認を尊重する方向での判例・裁判例も増えている。行政における取組みや社会における取組みも進展している。これらの進展について、当会の活動が大いに寄与していると考えても間違いではないはずである。

## シンポジウム「再審と死刑を考える—飯塚事件から—」報告

再審法改正実現本部 委員 國府田 豊 (73期)

### 1 はじめに

2025年6月14日にクレオで開催されたシンポジウム「再審と死刑を考える—飯塚事件から—」について報告する。当日は雨模様のなか、会場には105名もの参加者が集まり、再審法改正に向けた熱気に満ち溢れていた。第1部では、飯塚事件を題材とした映画「正義の行方」が上映され、第2部に飯塚事件弁護団共同代表である徳田靖之弁護士（大分県弁護士会）と、同作の映画監督である木寺一孝氏による対談が行われた。

### 2 飯塚事件の概要

飯塚事件は、1992年、福岡県飯塚市で小学1年生の女児2名が連れ去られ、遺体で発見された事件である。捜査の結果、久間三千年氏が逮捕・起訴され、2006年に死刑が確定した。久間氏は死刑執行の直前まで無実を訴え続けたが、2008年に死刑が執行された。死後、再審請求がなされ、DNA型鑑定の問題点などが争点とされたが、現在まで再審開始は認められていない。

### 3 「正義の行方」が照らし出す再審制度の限界

映画「正義の行方」は、飯塚事件に関わる多様な当事者の証言を通じて、事件の全体像とその後を丹念にたどるドキュメンタリーである。映画は、直接的なナレーションや解説を排し、関係者の語りだけで構成される。だからこそひとつひとつの生の声が強く響いた。

本作は、久間氏が生前に発した「私はやっていません」という声を起点に、弁護団、捜査機関、報道関係者など、それぞれの立場から事件をどう見つめてきたのかが静かに描かれていく。裁判所が不当な判断を下し続ける一方で、弁護団は新たな証拠や科学的矛盾を提示し続ける。だが、

その努力は制度の厚い壁に跳ね返される。映画はこの現実を「批判」するのではなく、「証言」として積み重ねていく。

とりわけ胸に迫ったのは、弁護人が語った「再審の準備が遅れた」「我々が久間さんを殺してしまった」という言葉である。これは単なる後悔ではなく、死刑制度のもとで再審が許されにくい現実、そして司法手続の遅延が命に直結するという深刻な構造を鋭く突いている。

映画は直接的に制度改革を訴えるわけではない。しかし「語られた声」そのものが、再審制度が抱える課題を静かに、そして深く浮かび上がらせている。私にはこの映画が、一種の「事件の証言集」として、制度改革に向けた議論の出発点を提供しているように感じられた。

映画「正義の行方」は、司法が過去に犯した可能性のある過ちについて、どのように社会全体で向き合っていくかを静かに問いかけている。

映画を観終えた後、制度そのものの正当性が改めて問われるような感覚が残った。司法の確定判決という「終わり」は、決して真実追求の「終わり」ではないことを、本作は静かに、しかし確かに伝えている。

### 4 これからの再審制度

私自身、再審弁護に関わる中で、科学的証拠の再検討や証拠開示の壁に直面してきた。そうした経験を通じて、再審制度の改革が必要不可欠であると強く思う。再審請求における証拠開示の保障、判断基準の明確化、そして死刑事件における特別な手続保障。これらを整備することこそが、「正義」を名乗る法制度に課せられた責務ではないか。飯塚事件の教訓を、制度の変革へとつなげること。それが、我々弁護士の役割であると信じている。

# 2025 沖縄シンポジウム「沖縄とともに—慰霊の日を迎えて—」

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35 期)

## 1 はじめに

今年も、当会の人権擁護委員会は沖縄問題対策部会が企画した沖縄シンポジウムを、慰霊の日に近い6月21日(土)の午後、クレオを会場とし、Zoom併用で開催した。

太平洋戦争の末期である1945(昭和20)年3月下旬、アメリカ軍は圧倒的な兵力をもって沖縄に対する攻撃を開始し、同年3月26日には慶良間(けらま)諸島へ、同年4月1日には沖縄本島に上陸し、その後数ヶ月にわたって住民を巻き込んでの日本軍とアメリカ軍の激しい地上戦が展開された。そして、約9万4000人の沖縄住民、ほぼ同数の日本兵の犠牲を出したのち、同年6月23日(6月22日とする説もある)に日本軍守備隊の司令官が自決したことにより、日本軍の組織的戦闘は終了した。

沖縄戦は日本軍にとって勝ち目のない戦いであったにもかかわらず、本土防衛、国体護持のために捨石として行われた戦争であり、そのために沖縄が犠牲になった。

さきの戦争は、日本国民にも多大な犠牲を出したが、日本がアジア諸国を侵略することにより、はるかに大きな被害を与えたことも忘れてはならない。

さらに沖縄は、沖縄戦後も現在に至るまで本土の犠牲になり続けている。すなわち1972(昭和47)年5月15日の沖縄本土復帰まで27年間、日本国憲法が適用されることなくアメリカ合衆国により占領統治がなされた上、本土復帰後においても、我国の国土面積の0.6%しかない沖縄県にアメリカ軍の基地の70%が置かれており、基地があることによるさまざまな被害が沖縄県民に生じている。また、近時は、「南西シフト」を推し進めるため、として沖縄県を中心とした南西諸島にアメリカ軍と一体となって行動する自衛隊のミサイル基地が設置され、有事には、最初に沖縄県民が相手国の攻撃の標的にされかねない事態となっている。

## 2 シンポジウムの内容

シンポジウムの前半は、瑞慶山(ずけやま)茂弁護士(千葉県弁護士会)に、弁護士として沖縄戦被害について国家賠償請求訴訟を担った立場から、沖縄戦で沖縄住民が甚大な被害を蒙ったにもかかわらず国による賠償がなされない現実、とくに判決が数ヶ月にわたって地上戦が行なわれたことによる心的外傷後ストレス障害(PTSD)の発症の事実を認定しながら、国家無答責論や戦争被害受忍論、立法裁量論により賠償は認めなかったという法律の限界を語っていた。また、現在進められている南西シフトによって沖縄県民が何らかの被害にあった場合の被害回復は法的に整っていないとのことであった。

シンポジウムの後半は、元自衛官であり現在は軍事ジャーナリストである小西誠氏に、奄美大島から与那国島までのいわゆる琉球弧に自衛隊のミサイルが日米同盟のもとに配備されることにより、中国の太平洋への出口の海峡封鎖態勢ができつつある九州にも対中国を意識したミサイル基地が新設されていること、世界の青年に「もし戦争が起これたら国のために戦うか」と問いかける調査をしたところ「はい」と答えたのは日本が最低であったが、このような中で政府は戦争の準備をしている、などの現状を語っていた。

## 3 事実を知ることの重要性

最近、過去の歴史的事実を歪曲する言動がみられる。そのような動きに対抗するには、事実をよく知ることが何よりも大切である。そのために、沖縄問題対策部会では、今後も、過去と現在の沖縄に関する事実を伝えていきたいと思う。

# 2025年度 夏期合同研究

7月7日から11日の5日間に亘って、2025年度夏期合同研究が開催された。

本年度も Zoom を利用した完全オンライン開催となった。

20の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ825名、

全体討議はのべ114名が参加した。



## 第1分科会

### 弁護士によるスタートアップ・ベンチャー企業の支援、新事業支援

中小企業法律支援センター 副本部長 鈴木 康之 (61期)

スタートアップ・ベンチャー企業で頻発する問題として4つのテーマを取り上げた。

第1テーマは「資金調達」で、成長ステージに応じた手段選択の考え方、実務上用いられている具体的な手法(J-KISSなど)を紹介した。

第2テーマは、「グレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス、新事業特例制度」を取り上げ、事業適法性を確認する手段として各手段をどのように活用できるかを説明した。

第3テーマは「労務戦略」を取り上げた。特徴的な問題点

として、ストックオプションの活用やインセンティブ報酬のあり方についても説明した。

第4テーマの「知財戦略」では、その必要性、企業の成長に応じて変化する考え方や視点について解説した。

スタートアップ・ベンチャー企業は年々増加傾向にあるものの、支援弁護士の数はまだ限られている。具体例や参考文献の紹介もあり、本発表について、これから取り組むことを検討する会員にとって、非常に有益な内容だったという声があった。

## 第2分科会

### 若手弁護士必聴！市民からの最新の苦情を分析・報告する

市民窓口委員会 委員 桜嶋 裕之 (42期)

市民窓口とは、依頼者や相手方からの弁護士に対する苦情を受け付けて必要な対応を行う制度である。当会では、平日毎日午後1時から3時の2時間、2～3名の担当弁護士が、電話で苦情受付を行う形で実施されている。

当会の市民窓口寄せられる苦情は近年急増している(2024年度は2,371件)。苦情のうち約半数は、苦情の対象となる会員の側に問題があると考えられる事案であり、放置すると懲戒処分につながりかねない深刻な内容も少なくない。

寄せられた苦情については、事案に応じて、対象会員への苦情伝達、書面による弁解徴求、対面での事情聴取などの対応を行っている。

分科会では、市民窓口の現状報告の後に、①弁護士と連絡がとれない、②破産申立の長期放置、③弁護士の横柄な対応や暴言、④費用トラブル、⑤預り金未返金、⑥詐欺被害への非弁対応の6事案を素材に、パネリストであるベテラン担当者が、苦情を受けない弁護士業務の秘訣について意見交換を行った。

## 第3分科会

### 弁護士費用保険 (LAC 制度) のいまとこれから

リーガル・アクセス・センター運営委員会 副委員長 神永 矩誠 (64 期)

本分科会は、「弁護士費用保険 (LAC 制度) のいまとこれから」をテーマに掲げ、基調講演と座談会を開催した。

第一部では、伊藤明彦委員長が基調講演を行い、LAC 制度の概要、および近年拡大している適用分野について詳細を説明した。

続く第二部の座談会は、伊藤委員長に石田智也副委員長、池田龍吾副委員長、筆者を含む4名で実施し、弁護士費用保険の改正点、拡大分野、受任審査、弁護士費用保険ADRといった複数の論点を扱った。まず弁護士費用

保険の改正点である最低報酬金制度について、伊藤委員長が詳しく解説。これに対し、各副委員長から活発な質問が投げかけられた。その後、同様の形式で池田副委員長が受任審査、石田副委員長が弁護士保険ADRについてそれぞれ説明を行い、質疑応答を通じて理解を深めた。

閉会の辞では、石田副委員長が本日の基調講演と座談会の内容を総括し各種制度の積極的な利用を促す発言をもって、本分科会は盛会のうちに閉会した。

## 第4分科会

### 存在感のある社外役員となるために必要とされること ～上場会社からIPO 準備会社、社外取締役から常勤監査役まで～

男女共同参画推進本部 事務局次長 吉川 愛 (57 期)

社外取締役現任の大門あゆみ弁護士 (第二東京弁護士会)、社外監査等委員現任の石橋尚子弁護士 (当会)、上場会社常勤監査役現任の表昇平弁護士 (当会)、上場会社業務執行役員の岩城慶太郎氏をパネリストとしてテーマに沿ったディスカッションを行った。会社役員の選任基準の工夫、社外としてどの程度の情報に触れ、どのような発言をすることが望ましいのかについて、会社のステータス、規模やガバナンス体制の成熟度によって異なるということ

を前提に、社外役員の職責として企業価値の向上とガバナンス強化を実現させることという軸を持って行動することの重要さが確認された。会社のガバナンス強化のために、社外役員として工夫している取り組みについても議論がなされ、社外役員に就任したときの行動指針について多様な視点からの気づきを得られる機会となった。70名以上の会員に参加いただき、本テーマへの関心の高さが窺われた。

## 第5分科会

### 人種差別から発生した弁護士への大量懲戒請求事件について

外国人の権利に関する委員会 委員 野崎 真一 (75 期)

本分科会では、当会発出の「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」を端緒に、ブログ「余命三年時事日記」に煽られた959名が在日コリアン弁護士8名を含む多数会員の懲戒を求めた事案につき、懲戒請求者の不法行為責任を追及する訴訟を提起した金竜介会員と金哲敏会員、弁護団として活躍した有園洋一会員が本訴訟の意義や問題点を広く解説した。

本分科会は、外国人政策が争点の一つとなった今夏参議院選挙期間中に実施されたタイムリーなものであり、特定の

情報に流されず、一票を投ずることの責任を再自覚するという、カナリア的な警鐘を鳴らす意義を有すると思われた。また、本訴訟は、同じ東京地裁でありながら、裁判体が37あったという特殊性を有するが、認定慰謝料金額が大きくばらついた上に、本懲戒請求の人種差別性を否定した判決が一定数あったのは残念である。弁護士会の一員として、何が人種差別であり、差別される痛みを世に訴えることの必要性を実感した分科会であった。

## 第6分科会

### 不法行為法の実務での課題

不法行為法研究部 部員 志賀 晃 (59期)

本分科会には、36名の会員の参加があった。最後に、花本広志教授（東京経済大学）による講評が行われた。

#### ①「区分所有建物敷地内斜面の崩落事故と関係者の責任」 （志賀晃部員（59期））

分譲マンションの敷地内の斜面地の崩落により生じた死亡事故に関する3件の損害賠償請求訴訟についての紹介が行われた。

#### ②「データ化社会の進展を踏まえた損害賠償の再検討」 （神村大輔部員（57期））

逸失利益算定要素である就労可能年数について、平均余命の長期化、労働環境の変化等をもとに、現状の扱いの妥当性についての検討が行われた。また、ドライブレコーダー、EDRといった装置が自動車事故における過失の認定にあたって活用された例等についての報告も行われた。

#### ③「事例報告（過失相殺）」（宮城海斗部員（74期））

実際に担当した交通事故損害賠償請求訴訟を題材として、「早回り右折」について実際に行った立証上の工夫についての報告等が行われた。

## 第7分科会

### 二つの老いに対応する？ 改正区分所有法の概要

法制委員会 委員 篠塚 至 (76期)

2025年5月23日に成立（2026年4月1日施行）した区分所有法等の改正について解説した。本改正は、建物区分所有者の高齢化及び区分所有建物の老朽化という「二つの老い」に対応するために、区分所有建物の管理及び再生の円滑化を図るものである。

横山宗祐委員長より本改正の概要や全体像の説明があり、続いて、横山委員長と筆者が、所有者不明専有部分管理制度等3つの管理制度の新設、区分所有者全員からなる集会決議の要件見直しといった建物の管理円滑化策を

解説した。

後半、小松達成副委員長と筆者が、建替え決議の要件緩和や建替え決議時の賃貸借消滅請求等といった建物の再生円滑化策等を解説した。建替えや建物敷地売却の際に上記請求があると、区分所有建物から退去する賃借人に対し「賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金」が支払われる。要綱では用地対策連絡会の損失補償基準の想定が示されているが、施行後の実務では、具体的な算定方法・金額が課題になると思われる。

## 第8分科会

### よりそい弁護士制度の導入と展望について

（刑事法対策特別委員会・刑事拘禁制度改革実現本部 共催）

刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長 氏家 宏海 (61期)

愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長である田原裕之弁護士をお招きし、よりそい弁護士制度の説明および愛知県での実践状況について講演していただいた。

本制度は、愛知を始めとする全国10弁護士会で導入されており、刑事事件後の再犯防止と社会復帰支援を目的としている。弁護士が、罪に問われた人に寄り添い、社会復帰のための支援活動を行うものである。特に、精神疾患や社会的孤立といった事情を抱える人々の更生に際し、弁護士が行政機関や医療機関等と連携してサポートする点に特徴

がある。具体的活動は、保護観察所への同行、生活保護申請の同行、少年の就学支援、帰宅先への同行、住居確保、スマートフォンの契約など多岐にわたり、よりそい弁護士には柔軟な対応が求められる。申込件数は、月に約10件、年間約130件であり、その内訳は、弁護士が7～8割で、残りを矯正施設、保護観察所及び本人が占めている。

講義後には活発な質疑応答が行われ、本制度の導入が進められている当会において、会員が高い関心を持っていることがうかがわれた。

## 第9分科会

## SNSと「パブリック・フォーラム論」の現在

憲法問題対策センター 副委員長 高井 健太郎 (71期)

本分科会では、慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所の水谷瑛嗣郎准教授を講師としてお招きし、影響力を増大させつつあるソーシャルメディア（以下「SM」という）上の言論の憲法的統制のあり方について検討を行った。

水谷准教授の講演では、SM上の言論空間の現状分析を踏まえながら、近年アメリカでは、大統領など公職者のSMアカウントについて、「パブリック・フォーラム」と捉えて修正1条を及ぼそうとする方向と、逆に民間企業であるデジタル

プラットフォーム（以下「DPF」という）の管理権を重視して公的性質を否定する方向の二つが判例等に現れていることなどが解説された。ここで浮き彫りになるのは、私的アクターでありながら国家以上の情報環境形成力を有するDPFに対して、憲法的統制を及ぼしうるかという問題である。

後半の討議では、水谷准教授から参加者に対して「日本において公職者アカウントからブロックされたユーザーはどのような訴訟を提起しうるか」という問いも出された。我が国でも裁判例を積み重ねることの重要性が実感された。

## 第10分科会

## カスタマーハラスメントの観点からの弁護士業務妨害の傾向と対策

弁護士業務妨害対策特別委員会 委員長 服部 毅 (60期)

本分科会では、まず、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例でのカスタマーハラスメントの定義や改正労働施策総合推進法でのカスタマーハラスメントの規定を紹介した。次に、当委員会の川坂明史副委員長、飯野雄士副委員長及び筆者の3名により、座談会形式にてカスタマーハラスメントと評価できる事例等を紹介した。その中で、不当要求は断るべきであること、リミット・セッティングをして、依頼者との距離感に注意すべきであること、依頼者からの言い

掛かりへの対応として、普段から録音したりメールで証拠を残したりしておくこと、依頼者からの物理的な妨害行為に備え、事務所の常時施錠を始めとする事務所セキュリティ対策を講じることなどを解説した。最後に、質疑応答が行われ、参加者から、当委員会への支援要請に関する質問が数多くなされた。依頼者・元依頼者からの業務妨害に悩んでいる会員は、一人で抱え込まずに当委員会に支援要請されたい。

## 第11分科会

## 裁判所の事件記録は何のために保存するのか？

事件記録等の特別保存制度の運用に関する検討ワーキングチーム 委員 永石 一恵 (63期)

本分科会では、ジャーナリストの澤康臣氏（早稲田大学教授）と江川紹子氏をお招きし、裁判記録の保存と活用について基調講演をいただいた。澤氏は、ご自身の経験を踏まえ、アメリカでは事件記録の公開が前提であるのに対し、日本はアクセス制限が厳しいことを紹介された。江川氏は、保存しても活用できなければ死蔵であり、閲覧によるリスクを防ぐために元栓を閉める（全面禁止にする）べきではないと訴えた。講演後の意見交換では、ワーキングチームのメン

バーで判決原本の保存運動に中心的に関わられた青山善充会員から、国立公文書館に移管された判決原本の閲覧手続が複雑なこともあって利用者が非常に少ないという問題の指摘があった。社会問題となった事件記録廃棄問題を機に、最高裁は特別保存制度の運用を見直し、全国的に体制が整えられた。今後は、事件記録の保存に取り組むだけでなく、保存記録の適切な利用の仕組みの整備を考えていくことも重要だと実感した。

## 第12分科会

### 東京弁護士会の国際交流～近年のハイライト～

国際委員会 副委員長 瀧澤 渚 (67期)

当会は、日本最大規模の弁護士会として、各国弁護士会との連携や関係構築、国際法曹団体への参加、外国法事務弁護士の資格審査等、多岐にわたる国際業務に積極的に取り組んでいる。当委員会は、その中心的役割を担い、日頃より国際交流をはじめとする様々な活動を精力的に行っている。本年度は、こうした活動の一環として、国際交流に関する近年の具体的な取組状況や成果について、報告を行った。具体的には、①国際会議（IBA、UIA、LAWASIA）

への参加、②友好協定先等を含む海外弁護士会との交流、③国際組織（大使館、国際機関等）との連携といった分野ごとに、実際に参加・担当した委員が写真や資料を用いながら、それぞれの活動内容やその意義について紹介を行った。当日は、40名を超える多くの参加者を迎え、各報告に対して活発な質疑応答や意見交換が行われ、国際交流の重要性について改めて認識を深める大変有意義な機会となった。

## 第13分科会

### 裁判官の職務情報提供の推進・活性化にむけて (弁護士へのアンケート結果もふまえて)

裁判官の職務情報提供推進委員会 事務局長 大岩 直子 (47期)

本分科会では、事前に会員に行ったアンケート結果を参照しながら、参加者が実際に経験した訴訟指揮や問題ある職務行為の実例、Web期日における経験などについて熱心に議論がなされた。

問題ある職務行為に対しその是正のためにとった対応とその結果について、アンケート結果では即時抗告を行う以外は何も対抗できなかったという回答が多かった。この点、参加者からは、判断権者に従わざるを得ないという意見や、忌避申立ての経験について報告がなされた。結論として、

裁判官の職務情報の提供が有用であることが確認された。

Web期日に関しては多くの利便性が強調されたが、他方で、関係者間のコミュニケーションという点で実際に裁判官や相手方と顔を合わせたいとの意見をもつ参加者も多かった。また、裁判官のWeb期日に対する感想や要望も聞いてみたいとの意見が出された。

全体として、今後もアンケート結果を活用していくことが確認された。

## 第14分科会

### 再審事件から考える死刑と人権(その1—まもなく決定!熊本・菊池事件) (再審法改正実現本部・死刑制度廃止実現本部・人権擁護委員会 共催)

人権擁護委員会 副委員長 大辻 寛人 (59期)

来年1月末を目処に再審請求に対する決定が行われると目されている菊池事件（熊本県）について、弁護人のお一人である金丸哲大会員に解説をしていただいた。

ハンセン病患者であったF氏に殺人などの嫌疑がかけられ、丸腰のF氏に対する警官の発砲、大量出血した状態での取調べ、裁判所外に設置された特別法廷での審理など、人権を無視した異常な手続きを経て、F氏には死刑が宣告された。F氏は無罪を主張して戦ったが、3回目の再審申立が却下さ

れた翌日、F氏に対する死刑が執行された。法務大臣が死刑執行指揮書に押印をしたのは却下決定の2日前だったという。

菊池事件弁護団は、特別法廷の違憲性を問い、憲法的再審事由があると主張している。ハンセン病患者に対する偏見や差別が刑事手続きに歪んだ影響を与えたこと、死刑制度、再審制度のあり方など、本事件には、人権に関する重要な問題が集約されている。再審請求の結論に期待したい。

## 第15分科会

再審事件から考える死刑と人権(その2 — まもなく判決! 福井女子中学生殺人事件)  
(再審法改正実現本部・死刑制度廃止実現本部・人権擁護委員会 共催)

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀 (49期)

本分科会では、福井事件について、弁護団長の吉村悟弁護士(福井弁護士会)にご講演をいただいた。福井事件は、1986年3月に女子中学生が殺害された事件であり、2024年10月23日に再審開始決定が出されている。

吉村弁護士からは、確定判決の証拠構造分析を謙抑的かつ緻密に行ったこと、証拠開示請求を粘り強く行い、第2次再審請求で287点もの証拠が開示されたこと、関係者供述の心理学鑑定や新旧全証拠の総合評価の必要性等について

ご講演いただいた。再審開始決定を勝ち取るために何が必要であるか、極めて示唆に富む内容であった。

福井事件は、検察官による証拠隠し、再審開始決定に対する不服申立による救済の遅れ等、再審法(刑訴法第4編)の不備が浮き彫りとなった事件である。再審法のすみやかな改正の必要性もあらためて明らかとなった。

なお、福井事件は、本分科会直後の本年7月18日に、再審無罪判決が言い渡された。

## 第16分科会

## スッキリわかる育児介護休業法

労働法制特別委員会 委員 軽部 龍太郎 (57期)

毎年のように改正され、制度の全体像がつかみにくなっている育児介護休業法。これを、休業、休暇、時短、その他の措置、お金、実際の事務手続きなど、切り口を工夫してスッキリ整理する、というコンセプトの企画とした。

近年の夏期合研はZoom配信となっていることから、TV番組を参考にしやすい・聞きやすい構成とすることを意識し、4部構成としてプレゼンター4人が順次登壇し、司会1名とコメンテーター1名が質問を発するという進行方法とした。

また、「よくある場面」として寸劇を2ヶ所に挿入し、具体的場면을イメージする助けとした。

解説においては、法の章立てを意識すること、各制度が適用される期間を図解で頭に入れていくべきことなどを強調し、参加者が各制度を適切に理解し、位置付けられるよう工夫した。企画側としては、参加者が育児介護休業法の各制度をスッキリと理解し、迷いのない業務遂行と作業時間短縮につながることを願っている。

## 第17分科会

## 民事調停官・家事調停官の職務と魅力

弁護士任官推進委員会 副委員長 吉田 幸宗 (50期)

調停官制度(弁護士が、週1日非常勤の形態で、裁判官と同等の立場で民事・家事調停手続を主宰する制度)は、2004年の任官開始から20年以上が経過した。

そこで、当委員会では、パネルディスカッション形式にて、現役の東京地裁及び東京簡裁の民事調停官並びに東京家裁の家事調停官である当会の会員3名から、「民事調停官・家事調停官の職務と魅力」というテーマで、勤務時間や業務内容、執務環境、調停主宰者としての意識や工夫、応募

動機などを伺った。多種多様な事件を書記官及び調停委員などと共同でチームとして処理したり、キャリア裁判官と肩を並べて仕事をするという貴重な経験が得られ、また調停官としての経験が弁護士業務に役立つ、といった話を聞くこともできた。

共同親権の実施を視野に裁判所においても調停官の一層の活躍が期待されている。会員の皆様もこの機会に調停官への応募を是非ご検討ください。

## 第18分科会

### 後払い決済 (BNPL) の現状と課題

消費者問題特別委員会 多重債務部会 部会長 山川 幸生 (63期)

当分科会では、市場規模2兆円といわれるまでに拡大した後払い決済 (BNPL) をめぐる消費者被害について検討した。

まず、国民生活センター相談情報部相談第2課課長補佐内藤奈津樹氏より、「消費者トラブルからみる後払い決済サービスをめぐる課題」と題して、同センターによる2020年の特別調査の結果をお話いただいた。

BNPLは、クレジットカードを用いず、2か月を超えない範囲で後払いが可能なECサイト等での支払い手段である。

内藤氏からは、BNPLは割賦販売法等の規制が及ばないため、消費者の支払能力を超えた請求がなされており、未成年者による利用トラブル、加盟店調査や苦情対応が不十分である点などが指摘され、法規制の必要性が訴えられた。

続いて、私からは、BNPLの法規制を検討する場合に参照すべき現行制度等について補足説明した。そのうえで、BNPLの法制度整備には、割賦販売法等を参考にすべきである旨、意見を申し上げた。

## 第19分科会

### 営業秘密の保護

民事司法改革実現本部 本部長代行 石原 修 (39期)

本分科会は、不正競争防止法が規定する「営業秘密」の保護をテーマとした。

まず、「営業秘密を巡る近時の動向」と題し、経済産業省知的財産政策室室長補佐黒川直毅弁護士 (第二東京弁護士会)・弁理士が、営業秘密の持ち出しが注目を集めている背景 (近時の営業秘密流出事件、近年の営業秘密侵害事犯の検挙状況・相談受理件数、営業秘密漏洩の実態)、営業秘密となり得る対象情報・営業秘密の3条件、営業秘密を巡る動向 (刑事裁判例、民事裁判例)、営業秘密管

理指針などについて講演を行った。

次に、「営業秘密侵害加重賠償制度」と題し、当本部の深井俊至副本部長が、営業秘密侵害に対して2倍賠償制度を設ける提案 (本提案)、知財分野での懲罰的賠償制度に関する最近の政府における議論、本提案で営業秘密侵害を対象にする理由、米国・中国・韓国・台湾の懲罰的賠償制度、本提案における不正競争防止法の具体的改正案 (付加金) の説明を行った。

## 第20分科会

### 感情の波に溺れない家事事件の泳ぎ方

公設事務所運営特別委員会 委員 芝崎 勇介 (66期)

およそ50名。当委員会による分科会史上、最多の受講人数だった。それだけ家事事件と感情という組み合わせが弁護士に“刺さる”テーマだったのだろう。

分科会では、台本なしのLIVE感溢れるクロストークが展開された。やや若手の山本真由会員と大久保香折会員とが対処に困ったケースを相談すれば、中堅の押田朋大会員が自らの経験を踏まえた方法論を示す。公認心理師・臨床心理士の資格を持つ芝池俊輝会員がそれらのやりとりをインスパイアされ、心理の知見も踏まえた処方箋を提供する。渦

巻く感情に呑み込まれない唯一絶対の解はないにしても、受講者はこれらの対話の中から自分にとっての光明を見出したのではないかと。敢えて一つを挙げれば、やはり依頼者との関係に線を引くことが鍵である。

講義の中で紹介された、芝池会員の事務所で行われる自前の離婚ADRにも興味を惹かれた。

この分科会にご参加いただいたみなさんは、きっと家事事件がもっと楽しくなったはずである。

## 全体討議

## 所有者不明土地建物／管理不全土地建物管理事件

弁護士活動領域拡大推進本部 所有者不明・管理不全不動産利活用部会 幹事 三浦 裕和 (71期)

2025年7月11日に開催された当会の夏期合同研究において、「所有者不明・管理不全不動産利活用部会」の発表に出席した。本部会は、所有者不明土地や管理不全状態にある不動産の適切な利活用を実現するための制度的・実務的課題を検討するものであり、私自身も部会員の一人として活動しているが、今回は発表の担当はしていない立場で聴講した。

当日は、まず早稲田大学法学学術院の山野目章夫教授による基調講演が行われた。山野目教授は、所有者不明土地管理制度や管理不全土地管理制度の意義と構造を、従来の不在者財産管理制度と比較しながら、丁寧に解説された。両制度の違いが明確になり、特に制度の趣旨や立法的背景を改めて整理する良い機会となった。

続いて、東京都不動産鑑定士協会所属の仲肥雅浩不動産鑑定士による「不動産鑑定評価の勘所」と題するご講演があった。実務家としての経験に基づくお話で、特に狭小地や旗竿地といった、評価が難しい土地に関する減価要素の具体的な評価手法について学ぶことができた。普段弁護士として関わる中では気づきにくい、不動産評価の視点や工夫が紹介されており、非常に実践的な内容であった。

次に、当部会に所属する弁護士3名（横手聡部会長、奥国範委員、岩下明弘委員）による事例報告が行われた。所有者不明土地管理制度や管理不全土地管理制度の運用事例は、現時点ではまだ件数が少なく、貴重な実務報告とな

った。各報告では、申立の手続き、管理人としての業務遂行上の困難、費用の問題など、現場の実情が率直に共有された。また、裁判所の運用の差異や考え方についても触れられており、制度の今後の展開を見通す上で非常に参考になった。

最後に行われたパネルディスカッションでは、山野目教授、仲肥不動産鑑定士、上記3名の弁護士が登壇し、制度運用における評価実務の課題や、管理人の位置づけ、報酬制度のあり方などについて意見交換がなされた。特に印象的だったのは、所有者不明土地に関する評価額の算定の困難さについての議論である。評価の前提となる情報自体が不明確なことが多く、適切な鑑定評価の実施には、不動産鑑定士との密接な連携が不可欠であることを痛感した。

また、管理人の業務負担の大きさに比して、報酬額が著しく低廉であるという問題点にも触れられ、制度的な改善の余地を強く感じた。管理不全土地に関する管理人の役割について、「土地基本法第6条に土地の管理責任は所有者が行うことが明記されている。管理人は本来所有者が担うべき管理を代替して行っているにすぎず、所有者を過度に『お客さん扱い』する必要はない」という発言があり、これは今後の実務姿勢を考える上でも非常に示唆に富むものであった。

本研究会を通じて、制度の実務的な運用と課題、そして関係専門職との連携の重要性を多角的に学ぶことができ、大変有意義な時間となった。



## 想像していた以上に…

副会長 菅沼 真 (50期)

主な担当業務：紛議調停、任官、研修、高齢者・障害者、住宅紛争、外国人、図書館、市民会議、子どもの人権、照会請求、税務、リーガルアクセスセンター、弁護士法人、健保組合、国民年金、日弁連法務研究財団等



今日は、この原稿の締切日である8月15日。いつもより人気の少ない静かな役員室で、時計の針を気にしながら、原稿を書き始めたところである。

何を書こうか思案していたが、副会長に就任して4ヶ月半を経過したので、就任前に想像していたこと以上だったことについて記してみたい。

### 想像以上に素晴らしかった「もがれた翼」

まずは、8月9日と10日の2日間にわたって3回の公演が行われた「もがれた翼」を挙げなければならないであろう。言わずと知れた、子どもの人権と少年法に関する特別委員会（以下「子どもの委員会」という）制作のお芝居であるが、子どもの委員会担当であること抜きに、実に素晴らしかった。

今回のテーマは、外国にルーツを持つ子どもだったのであるが、今まさに社会問題になっていることをテーマに取り上げたい。演技も演出も完成度が高く、子どもの苦悩が見事に表現されていたように思う。

私は初日のゲネプロ（最終リハーサル）と2日目の夕方の部を鑑賞したのであるが、1回目は、途中からハンカチを手放せなくなってしまった。2回目は大丈夫だろうと思っていたが、またしても涙腺が緩み、隣に子どもの委員会の福田笑美委員長が座っていたこともあり、涙を堪えるのに必死であった。

### 想像以上に忙しい毎日

副会長になれば忙しいことは覚悟していたが、実際の忙しさは想像以上であった。副会長の業務は、理事者会、常議員会、担当している委員会等の会議と決裁業務がメインであるが、その他にも、担当している委員会等の関係で、担当職員が訪ねてきたり、電話が

かかってくるので、常に対応に追われた状態にある。

その中でも、決裁業務は膨大な数と量があり、油断しているとあっという間にたまってしまふ。短時間で要領よくできればよいのであるが、そのようなことが苦手な私は、自分にとっては悪夢とも言うべき旧司法試験の択一試験を思い出してしまった。最終的に択一試験は、あえて「捨て問」を作ることで何とかクリアしたが、決裁業務には、もちろん「捨て問」などないので、人より時間をかけて何とかこなしている。

### 想像以上に腰が…

座っている時間が長いからか、ぎっくり腰になってしまった。10数年前に初めてやって以来、何回か繰り返しているが、7月に久々に再発し、ようやく良くなったと思った8月初旬にまた症状が出てしまった。

これには本当に困っている。ちなみに、腰部にコルセットを巻いているので、小用を足すにも個室に入る必要があり、ビリッ、ビリッと音を立てているが、決して怪しいことをしているわけではないので、気にしないでいただければ。

### 想像以上に居心地の良い役員室

役員の中には、就任前は面識のない人もいたが、今では、言うべきことは言い、他方で、まとまるべき時はまとまることができている。

そして、秘書課をはじめとする職員の皆さんのさりげない気遣いや諸先輩方からの差入れ等もあって、役員室は快適で居心地の良いものになっている。おかげで、日に日に役員室にいる時間が長くなっており、それが腰にさらに負担を与えているような気がするのだが…。



## 第35回 通数外発信不許可事件

人権擁護委員会 委員 品川 潤 (60期)

受刑者は、自由に手紙を発信することができない。その制限の1つとして、1か月に発信できる通数の制限がある。通数は、受刑者の優遇区分によって変わってくる。

もともと、刑事施設視察委員会に対して提出する書面や、審査の申請、矯正管区の長に対する事実の申告や苦情の申出の書面等は、この制限を受けないことになっている。また、刑務所が許可すれば、定められた通数を超えて発信することも許される。

このようなルールを定めているのが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律130条や、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則79条だ。

刑務所の許可により、定められた通数を超えて発信（通数外発信）できるのは、どのような場合があるのか。以前、府中刑務所見学に行った際に、このことについて質問してみた。

答えは、年金に関するもの、保護司への手紙、裁判所宛に送るもの、とのことであった。それでは、弁護士会に対する人権救済申立ては、通数を超えて発信を許可する対象にならないのか、と尋ねたところ、それは認めていない、とのことであった。

なお、他の刑務所では、わりと柔軟に、人権救済申立てに関する書類の通数外発信を認めているようである。

私が入権救済申立事件の調査を担当した事件は、まさに、府中刑務所の受刑者が人権救済申立てに関する書類を発信しようとしたところ、通数外発信を許可されなかったというものであった。

この申立てに関して、府中刑務所に不許可の理由を照会したところ、回答は、緊急性が認められないからというものであった。

上記刑事施設視察委員会に対して提出する書面や、審査の申請等の書面について発信の制限の対象

外とされているのは、受刑者が萎縮することなく人権救済等を求めることができる環境を整えておくことが人権救済等を実効あらしめ、同種事案の再発防止にも有効と考えられているためである。この趣旨は、受刑者が弁護士会に対して発信する人権救済申立てに関する信書についても、同じく当てはまるものである。

最高裁平成20年4月15日判決（判例タイムズ1317号85頁）において、田原睦夫裁判官は、補足意見として「今日、被収容者が刑務所内での人権侵犯の被害の救済を申告できる外部の機関としては、事実上、弁護士会の人権擁護委員会が唯一の機関と言えるのである。」「被収容者の申立てにより、第三者機関たる弁護士会の人権擁護委員会の調査により事案の解明が図られることになれば、かかる調査が行われ得るという事実のみで、被収容者に対する人権侵犯事案の発生を抑止する効果が期待できるのである。」と判示している。

それにもかかわらず、緊急性がないという理由で発信を認めないこと自体が、人権救済申立制度の存在意義を否定するものと言わざるを得ない。

このようなことを考え、府中刑務所に警告をすることが相当であるとの調査報告書を作成した。2024年3月、警告書を持参して、当時の副会長や人権擁護委員長とともに府中刑務所に赴き、執行をした。

府中刑務所の担当者の反応は意外にも、「我々是不変らなといけない時期に来ている。ご意見は有り難い」というものだった。

しかし、これがリップサービスでなく、実際に変わるつもりがあるのか、我々は常に目を光らせておかなければならない。

# 憲法訴訟のいま

## 第8回 2024年衆院選 人口比例選挙実現訴訟

憲法問題対策センター 委員 伊藤 真 (36期)



### 1 はじめに

2024年10月の衆院選では1票の最大較差が2.06倍にまで達しており、それを不服として289全ての小選挙区で原告が立ち、全国14高裁・高裁支部で選挙無効訴訟が提起された。我々弁護士（升永英俊弁護士（第一東京弁護士会）を中心とするグループ）は2009年以降国政選挙ごとに全国で訴訟を提起している（人口比例選挙実現訴訟）\*1。

本件訴訟の対象となる選挙は、初めてアダムズ方式を適用して10増10減の措置を講じたものであった。それにより2020年国勢調査を基準にすると較差1.99倍にとどまったものの、選挙当日は2.06倍に達し、較差2倍以上の選挙区は10に及んでいた。

### 2 本件訴訟における原告側の主な主張

#### (1) 区画審設置法違反

2016年（平成28年）改正前の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「区画審設置法」という）3条では、「各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とにならないようにすることを基本とし」とされていたが、平成28年改正法では「を基本」が削除され、さらに平成28年改正法附則2条3項1号では2015年国勢調査人口、2020年見込み人口いずれも2倍未満となることが基本とされた。

有権者にとっては選挙当日の自分の選挙権の価値こそが重要であり、区割り改定時に較差が2倍未満であればよいというものではない。それゆえ、この新

制度からは「5年間を通じて較差が2倍未満となるように区割りをを行う措置を講じること」、さらに「基本」が削除されたことで較差「2倍以上」になることが例外なく許されないという趣旨が導かれる。以上から区画審は、区画審設置法3条1項、4条2項に基づき、2025年の国勢調査迄の5年間、最大人口較差が2倍未満となるように、改定案を作成しかつ勧告する義務を負う。そのため本件選挙区割りは、区画審設置法に違反して作成されたものであり、本件選挙も違法の瑕疵を帯びることになる。

#### (2) 信託論

令和5年最高裁大法廷判決（衆）\*2は、「選挙の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。」と判示している。

しかし、憲法前文第1段第2文は「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と規定する。

「国民」は、信託する「国政」の委託者兼受益者であり、他方で、「国民の代表者」は、信託される「国政」の信託の受託者である。よって国会議員は、受託者として自らの利益を享受してはならないことになる（信託法8条、30条の趣旨）。

国会議員にとって、投票価値の較差是正を伴う選挙区割規定の立法に関しては、自らの身分にも直接関わるため利害関係を有し、それゆえ広範な立法裁量権を有し得ない。

\*1：1962年に越山康弁護士（当会）が日本で初めて訴訟を提起し、活動を引き継いだ山口邦明弁護士（当会）らも、同様に訴訟を提起している。

\*2：最高裁令和5年1月25日大法廷判決

### 3 高裁判決

すべての高裁で合憲判決が言い渡されたため、直ちに上告した。合憲とした理由は、アダムズ方式による「新区割制度は、選挙区の改定をしてもその後の人口異動により選挙区間の投票価値の較差が拡大し得ることを当然の前提」としており、「10年ごとに各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うこと等によってこれを是正」することが予定されているためだという\*3。

しかしアダムズ方式は、都道府県の人口を一定の数値で割ることで算出されるため一見人口比例に近づくように思えるが、議席数の算出にあたっては、商の少数部分が切り上げられるため\*4、廃止されたはずの一人別枠方式が事実上残された仕組みといえる。さらにアダムズ方式の運用自体、例えば東京都の議席数をアダムズ方式で算出した数は33\*5となるはずが、実際に割り当てられた議席は30にとどまるなどすでに恣意的なものとなっている。

またすべての判決において、「行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ」としているが、高齢化の進行、人口密度の低下、交通事情悪化などの問題を抱える北海道、秋田、山形などが、最も有権者数の少ない鳥取1区より投票価

値が小さい現状をみると、これらの考慮要素を考慮せず、むしろ政治家の都合など不可考慮要素を考慮しているとしか思えない\*6。中でも福岡県では福岡8区を動かさないため左右の選挙区も動かさず、大きな格差が放置されているが、8区は自民党副総裁麻生太郎氏の選挙区である。選挙制度、選挙区割が、まるで政治家の利益のためのものとなっているといわざるをえない。

### 4 おわりに

全世界GDPに占める日本のシェアは1995年の17.6%から2023年には4.0%に激減した\*7\*8。国難ともいえるこのような状況を克服するためには、米、英、独、仏、韓などの民主主義国と同じ土俵、すなわち、人口比例選挙の実現が不可欠である\*9。拡大する防衛費捻出のための増税や、少子高齢化などの国政の課題は、国民の多数から選出された正統性をもった議員によって議論されなければならない。参議院選挙においても依然として3倍を超える格差、すなわち投票価値（政治に対する発言力）が1/3しかない国民が2120万人もいる状態が放置されたままであり看過できない。すべての国民が個人として尊重され、主権者一人ひとりの意思が正しく反映される政治の実現のため、人口比例選挙の実現が急務である。

\*3：東京高裁令和7年2月13日判決等

\*4：区割審設置法3条2項

\*5：令和2年の総人口1億2614万6千人（令和2年国勢調査）を小選挙区数289で割ると平均人口436,491（人）が算出され、東京都の人口14,047,594（人）をこの平均人口で割ると32.18となる。商の少数部分を切り上げると本来の議席数33が導かれる。

\*6：鳥取1区と人口較差を比較すると、例えば北海道6区で1.787倍、秋田3区で1.359倍、山形2区で1.345倍となる。

\*7：2024年11月29日石破内閣総理大臣所信表明演説

\*8：さらに国民一人当たりの平均賃金においても、25年間の自民又自公政権の下で、国民一人当たりの平均賃金が概ねフラット状態にとどまっている。

\*9：米、英、独、仏、韓など5か国は、いずれも概ね人口比例選挙を実現しており、政策の変更を望む国民の過半数の投票により適切なタイミングで政権交代し、結果右肩上がりに経済成長を果たしている。

# 法律家のための税法知識

## 第6回 民法上の組合の課税関係

最高裁平成13年7月13日判決(集民202号673頁)

税務特別委員会 委員 木島 絵里子 (51期)

### 1 事案の概要

今回紹介する最高裁判決は、民法上の組合（以下「任意組合」という）から組合員が受ける金員の課税関係に関する最初の最高裁判決である。以下、事案の概要を簡潔に記す。

りんご生産組合A（以下「A組合」という）は、土地所有者約20名が各自の土地を出資して設立された任意組合であり、各組合員は、出資に係る土地面積に応じて出資口数を有し、組合経費を負担していた。設立当初は出資口数に応じて組合員（又はその家族）がりんごの生産作業に従事する体制が採られていたが、その後同体制を廃止、りんご栽培の経験豊富な者である管理者（非組合員）、専従者（組合員）、一般作業員（多くは非組合員）によって作業するという体制に変更され、いずれの労賃も「労務費」として計上されてきた。本件の原告X（被控訴人・上告人）は組合員の一人であり、専従者に選任され、A組合から受領した作業労賃を給与所得として申告したが、Y税務署長は、当該労賃は事業所得に該当するとして更正処分を行ったため、Xがこれを争った（結論はX勝訴）。

### 2 問題の所在

本件における主要な争点は、任意組合から組合員に支払われた金員が「給与所得」に該当するか、「事業所得」に該当するかである。所得の種類判断基準を示した最判昭56.4.24（民集35巻3号672頁）によれば（ざっくり言えば）、使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として受ける給付であれば「給与所得」、自己の計算と危険において独立して営まれている業務から生ずる所得であれば「事業所得」と判断されるが、本件では、任意組合という特殊性から生じる論点として、組合員が受領した金員の法的性質が「報酬」か「利益の分配」かという論点と、組合の所得の性質が組合員の所得の性質を決定するか否かという論点が存する（高須要子著判例解説 判タ1096号234頁参照。なお、その他の論点は紙幅の都合上割愛する）。

と判断されるが、本件では、任意組合という特殊性から生じる論点として、組合員が受領した金員の法的性質が「報酬」か「利益の分配」かという論点と、組合の所得の性質が組合員の所得の性質を決定するか否かという論点が存する（高須要子著判例解説 判タ1096号234頁参照。なお、その他の論点は紙幅の都合上割愛する）。

### 3 裁判所の判断

#### (1) 控訴審

##### —「事業所得」と判断

「事業所得」と判断した控訴審（仙台高判平11.10.27、訴訟月報46巻9号138頁）は、A組合からX組合員に支払われた金員の法的性質について、Xが組合員である以上は、その労務の提供も組合の事業活動と無関係なものではありえず、Xが労務提供の対価として受け取った金員の実質は組合に発生した事業所得を組合員に分配するものであると解するのが相当であるとして、（報酬ではなく）労務の出資に対する利益の分配であるとした。また、組合員が組合から組合員の立場で受け取る収入は、給与、賞与などの名目で受け取るものであっても、これらの所得は当該組合の事業から生じた事業所得であるという性質が変わるものではないとし、組合の所得の性質が組合員の所得の性質を決定すると判断した。

#### (2) 第一審・最高裁

##### —「給与所得」と判断

「給与所得」と判断した第一審及び最高裁は、A組合からX組合員に支払われた金員の法的性質について、（利益の分配ではなく）報酬であると判

断した。組合の所得の性質が組合員の所得の性質を決定するものではなく組合員の段階で独立に判定される、との見解に立ち、第一審（盛岡地判平11.4.16、判タ1026号157頁）では、所得の種類の判断基準を示した前掲最判昭56.4.24の判例を引用しつつ、Xの収入には、なんら自己の計算と危険という要素の入り込む余地はなく、単なる労働の対価としての意味を有するに過ぎないものであるとして「給与所得」に該当するとした。最高裁は、同判例を引用していないが、この見解を踏襲して判断していると解されており（山田二郎著「租税判例研究 第374回 民法上の組合から組合員が受ける所得の所得分類」ジュリスト1250号235頁参照）、支払われた金員が「給与所得」「事業所得」いずれに該当するかについては、「当該支払の原因となった法律関係についての組合及び組合員の意思ないし認識、当該労務の提供や支払の具体的態様等を考慮して客観的、実質的に判断すべき」とした。そして、本件の具体的事情から、本件組合及び組合員は、専従者に対する労務費の支払を雇用関係に基づくものと認識していたことがうかがわれ、専従者に対する労務費は、本件組合の利益の有無ないしその多寡とは無関係に決定され、支払われていたとみるのが相当であるとし、また、組合員Xら専従者は、一般作業員と同じ立場で本件組合の管理者の指揮命令に服して労務を提供していたとみることができるとして、Xの本件収入を利益分配であるとみるのは困難というほかなく、本件収入にかかる所得は給与所得に該当すると解するのが相当であると判断した（原判決を職権で破棄自判）。

## 4 考察

法人税法及び所得税法本法には、任意組合に関

する課税関係について定めた規定はほとんどない（国内源泉所得については所得税法161条1項4号）。任意組合は法人格を有しないことから法人税の納税義務者ではないため（法人税法4条1項及び2条8号、法人税基本通達1-1-1参照）、任意組合の組合事業に係る所得は法人税の対象とはならず、収益分配割合等に応じて直接組合員に帰属するものとして組合員に課税される（所謂「パス・スルー課税」。所得税基本通達36・37 共-19、法基通14-1-1等参照）。

本件は、任意組合の組合事業において、組合員が労務を提供し、組合から金員の支払を受けた場合の組合員の所得の種類が問題になった事案である。個人的見解としては、本件における労務費の支払態様等の実態や、りんごの樹が減価償却資産であることから生ずる会計上の問題等に鑑みても、利益の分配ではなく報酬と判断した最高裁の結論には賛成する。しかしながら、任意組合の課税関係については、パス・スルー課税の基本構造の不明確さに加え、任意組合の法的性質との関係も含め課税ルールに不明瞭な点が多い。任意組合は登記制度もなく、様々な形態のものが存在すると思われるが（本件のような農業関連組合の他に、建物の建築工事における共同事業体、一部の法律事務所等）、どの位の数が存在するのか、また実際の課税状況も不明である。各任意組合の事業内容等実態に応じた個別の判断が必要であると思料する。

なお、本件の詳細な解説については、本文中に掲げた文献の他、高橋祐介著判例研究 税法学548号111頁、同著「民法上の組合の課税関係」別冊ジュリスト253号44頁を参照されたい。



# 弁護士会の国際活動

## 第3回 2025年度香港法律年度開始式参加報告／ 国際刑事裁判所弁護士会(ICCBA)会長の訪問



### 2025年度香港法律年度開始式参加報告

国際委員会 委員 佐々木 拓真 (76期)

#### 1 はじめに

香港法律年度開始式は、香港の法曹関係者が新年を祝う恒例行事であり、コモンロー制度の源流である英国に起源を持つ。当会は香港大律師公会及び香港律師会と友好協定を締結しており、2025年度の式典に福崎聖子前副会長を代表として派遣し、筆者が随行した。以下に、その概要を報告する。

#### 2 オリエンテーション、交流イベント等 (1月19日)

香港大律師公会及び香港律師会は、式典を香港の文化や司法制度を対外発信する機会と捉え、外国法曹関係者向けに魅力的なサイドイベントを提供している。本年は、香港立法会への訪問に加え、香港島・九龍半島を巡るバスツアーが実施された。

バスツアーでは、香港政府観光局のガイドによるユーモア溢れる解説を通じて、香港への理解を深めることができた。また、20世紀以降の視覚芸術をテーマにした美術館である「M+」では中国人デザイナー Guo Pei氏の特別展を鑑賞し、中国美術の新たな一面に触れる機会となった。

一日を通じた交流の中で、中国海南省律師協会やフィリピン統合弁護士会から今後開催される予定の交流イベントに招待されるなど、新たなネットワーク作りの機会も得られた。

#### 3 Presidents' Round Table (1月20日午前)

翌20日は、Presidents' Round Tableが開催された。これは、各国の法曹業界が共通して抱えていると思われる諸課題について各国から参加した代表が議論を交わす会合であり、法律年度開始式に先立って行われる恒例行事である。本年のメインテーマは「Reform - Embracing Change, Ensuring Sustainability,

Enhancing Service」であった。

福崎前副会長は、自身に割り当てられたサブテーマ「New approaches on talent retention, diversity and inclusion, profession's well-being」を題材に、法曹界に残るジェンダーギャップ等を紹介し、淵上玲子日弁連会長の下でこれらの問題解決に積極的に取り組むべきだと訴え、共感を呼んでいた。



香港大会堂にて開催された法律年度開始式の様子

#### 4 法律年度開始式 (1月20日午後)

その後、香港終審法院訪問に続けて、香港大会堂にて法律年度開始式が挙行された。終審法院長官、司法省長官等が順にスピーチを行い、2024年の総括と2025年の所信を表明した。

2024年の香港関連ニュースとしては、中国返還後も香港が法の支配を維持していることの象徴と見られていた香港終審法院所属の外国籍裁判官数名が任期満了を待たずに帰国したこと、国家安全維持条例法案が可決・施行されたこと等、外から香港を見る我々外国法曹の価値観から見れば、必ずしも歓迎すべきでないと思われる出来事が複数存在した。

各スピーチでは、そういった懸念を払しょくするかのように、香港における法の支配と一国二制度の重要性が繰り返し強調されており、香港法曹界からの香港市民や中国共産党へ向けた立場表明のようにも思われた。

## 5 小括

本参加日程を通じて、他国法曹関係者との交流を意識した結果、福崎前副会長の協力もあり、約50名と名刺交換し、当会について知ってもらうことができ

た。海外法曹との貴重な交流の機会をいただいたことについて、国際委員会及び事務局の支援に感謝申し上げる。



### 国際刑事裁判所弁護士会 (ICCBA) 会長の訪問



国際委員会 委員長 樋口 一磨 (56期)

国際刑事裁判所 (International Criminal Court / 以下「ICC」という) は、国際社会における最も重大な犯罪 (集団殺害/ジェノサイド罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪) を行った個人を訴追・処罰するため、国際刑事裁判所に関するローマ規程によって設立された、史上初の常設の国際刑事法廷である。現在の加盟国・地域は125に至っており、オランダ・ハーグに拠点がある。日本も2007年に加盟し、これまでに3名の判事を送り出すなど人的・物的に貢献してきている。現在の所長は日本人の赤根智子氏である。

ICCは、検察、被疑者/被告人に加え、被害者も当事者として参加する三者対審構造を有する。被害者は、参考人や意見陳述者にとどまらず、独立の当事者として手続に主体的に参加し、金銭的補償を含む救済措置を受ける権利も与えられており、この点がICCの重要かつ先進的な特徴とされている。そのため、被疑者/被告人のみならず、被害者にも代理人弁護士が就任することが想定されている。

国際刑事裁判所弁護士会 (International Criminal Court Bar Association / 以下「ICCBA」という) は、ICCにおいて被疑者/被告人の弁護又は被害者の代理を務める弁護士のための弁護士会である。2016年に設立され、ICCによって公認された唯一の弁護士組織である。

当会は、2025年3月5日、ICCBAのPresidentであるPhilippe Larochelle氏の訪問を受けた。当会側は、上田智司前会長をはじめ6名の前正副会長に加え、国際委員会から4名、外国人の権利に関する委員会から2名という布陣で歓迎した。

Larochelle氏からは、ICCの基本的な構造に始まり、ICCBAの役割や組織について解説をいただいた。ICCBAは、会員である弁護士の活動を支えるため、弁護士会としての声明を発するほか、専門的トレーニングの提供、秘密保持や倫理に関する助言、国と地

方の弁護士会、NGOや研究機関との関係構築などを担っている。具体的な活動は、委員会やワーキンググループが主体となって行われている。ICCBAの会員は三層から成っており、実際に弁護・代理をする正会員のほか、そのアシスタントを務めるアソシエイト会員、また弁護・代理は行わないがICCの活動を支援するアフィリエイト会員がある。どの国の弁護士であってもこれらの会員になることは制度的に可能であり、まだ会員不在の日本の弁護士に期待しているとのことであった。

ICCは、米国やロシアから圧力をかけられていることを主たる要因として、存続の危機にさらされている。ICCが、ウクライナ侵攻をめぐる、多数の子どもをロシア国内に連れ去ったという戦争犯罪の容疑でプーチン・ロシア大統領への逮捕状を発布したり、パレスチナ・ガザ地区での戦闘をめぐる戦争犯罪及び人道に対する犯罪の容疑でネタニヤフ・イスラエル首相等への逮捕状を発布したことが発端である。

そのようなICCの窮状と、その活動を支えるICCBA会長との懇親を踏まえ、2025年3月31日には、上田智司前会長により、「国際刑事裁判所 (ICC) の活動に向けられたあらゆる妨害・圧力に対して明確に反対する立場を表明することを求める会長声明」\*1が発せられた。ICCBAは代理人育成のための研修も開催しているので、関心のある方は、ぜひ積極的にその活動へ参加いただきたい。



\* 1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-748.html>

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第37回 立法の批判と建議

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 池浦 慧 (66期)

1 当会の法制委員会は、①司法制度の改善、②法令の調査と研究意見の提言、及び、③日弁連司法制度調査会に関する事項について活動を行っています。具体的には、法務省によるパブリックコメントの募集に応じて、意見書を提出する等の活動を展開しています。

この法制委員会の歴史は、昭和21年にまでさかのぼります。同年6月7日、当会に、吉田三市郎ら20名が「法制調査委員会」を設置するように求めました。吉田らの主張は次のようなものでした。曰く、「憲法の改正は目前に迫っている。憲法が改正されれば、その附属法律は勿論、司法、行政及び一般司法の分野に涉って一大改正を見なければならない。この秋にあたって多数会員の蘊蓄を傾け、率先してその帰趨を示し新日本建設のために寄与することは、全国第一を誇るわが弁護士会の崇高な責務である」と。こうして同月10日に設立されたのが、後の法制委員会である「法制調査委員会」でした。

2 法制調査委員会は、昭和21年中に「裁判所法要綱」、「検察制度改善案」、「判事弾劾要綱」、「弁護士法改正要綱」、「刑法改正二対スル意見書」などをまとめました。さらに、翌昭和22年9月には、刑事訴訟法改正について意見書をまとめ、「法文中尋問とある部分を審問」、「被疑者の場合は召喚の文字を呼出」に換えることなどを求めました。誕生まもない法制調査委員会が精力的に活動していた様子がうかがわれます。

3 昭和24年3月、法制調査委員会は「司法制度調査委員会」と改称しました。改称後も活動は活発で、同年12月には理事者からの民事上訴制度改革案についての諮問に対して、最高裁判所に対する上訴範

囲を憲法違反及び判例違反に限定することなく、法令の解釈に関する重要な事項も上訴範囲に加えるべきであると答申しています。民事訴訟法の弁護士強制主義に関しては、昭和26年6月に、「この主義をとった場合、弁護士に委任する資力なき貧者にとっては、訴訟扶助の制度が必要不可欠なものとなる。…(しかし)、国貧しく国費多端の折、弁護士強制主義の採否は国の財政面からも慎重考慮すべきものであろう」と意見書に記載されています。

4 司法制度調査委員会は、昭和35年1月19日に「法制委員会」と改称しました。法制委員会は翌昭和36年9月、法廷等の秩序維持に関する法律に関し、同法は従前弁護士を拘束しないと説明されてきたが、現実には拘束しており、さらに抗告、弁明の適当な方法がないことなどから改正を検討する必要があるという意見を提出しました。昭和41年9月には、当時、在朝在野を二分する議論を生んでいた少年法改正に関して、現行の少年法を完全に実施すること、施設面、執行面を充実することこそが先決であるとの立場から「少年法改正反対」を理事者に対して答申しています。

5 法制委員会は、現在に連なる選挙制度についても意見を述べています。昭和42年3月、小選挙区制について「民意を正しく反映しなくなり、多数政党の絶対的優位をもたらし、民意と離れた独裁政治を生み出す」として反対しました。この意見は、国の選挙制度審議会において多数意見であった小選挙区比例代表併用制について述べられたものです。

6 以後、法制委員会による活動は現在に至るまで連続と続いており、近年も家族法制や担保法制の見直し等について、積極的に意見を出しています。



## こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

### vol.7 世界食文化同好会

### 異文化交流は胃袋から

会員 黒岩 瞳 (74期)

世界食文化同好会は、2023年に設立され、2024年1月に当会公認同好会となりました。世界各国の食文化および異文化交流を通じて、国際社会に対する理解を深め、会員相互の親睦を図ることを目的としています。

会員は30期代から70期代まで幅広く、すでに50名を超えております。現在も入会のお申込みを継続的にいただいております。多くの方にご関心をお寄せいただいていることを実感しています。定例会は2~3か月に1度開催しており、各国の料理を味わいながら、その国に関する知識を深めてきました。

これまでに、モロッコ、トルコ、スウェーデン、モンゴル、ペルー、ハンガリー、オーストラリア、パラグアイ、インド、エチオピアなど、さまざまな国の料理を楽しんでまいりました。お料理とともに、その国の挨拶や簡単な会話、歴史、文化、法制度についても学んでおります。

特に印象に残っているのは、モロッコおよびオース

トラリアに関する会です。前者では、元駐モロッコ大使であり日本モロッコ協会会長を務めておられる方より、モロッコ文化や日モ関係についての貴重な講話を賜りました。また、モロッコの方と結婚されている同協会の常任理事の方からもご説明をいただきました。後者では、私の第二の故郷であるオーストラリアについて紹介する機会をいただきました。

現在、日本は196か国を国家として承認しており、それぞれに固有の文化や歴史があります。とはいえ、それらを学ぶことに対して構えてしまう方も少なくないかもしれません。「食」を入口とすることで、より自然に世界各国に興味を持ち、関心を深めていけるのではないのでしょうか。

世界に触れ、学び、楽しむこの会に、ぜひご参加ください。新たなお仲間との出会いを心よりお待ちしております。



\*問い合わせ先：総務課 TEL 03-3581-2204



こちらから読んでね

### LIBRAとともに地道な努力



# わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

65期(2011/平成23年)

## 扉をひらく



会員 長田 悠希 (65期)

このたびご縁があり、「わたしの修習時代」を担当させていただくことになりました。お世話になった会員の皆さまに近況をご報告できておらず恐縮ですが、「元気にやっているようだ」とご寛恕いただけましたら幸いです。

さて、私の修習地は東京で、弁護士会は東京弁護士会でした。修習前、「東京修習は人数が多く、他の地域に比べて同期が仲良くなりにくい」といった話を諸先輩方から聞いていましたが、実際には教官や同期に恵まれ、充実した日々を過ごすことができました。

三庁での実務修習も非常に得がたい経験でしたが、強く印象に残っているのが、自己開拓プログラムで東京都産業労働局の労働相談情報センターにて研修を受けたことです。

私は、学生時代のアルバイトの経験から、労働事件に関心を持っていましたので、自己開拓プログラムの制度に注目し、法科大学院の労働法の教授にご相談したところ、東京都産業労働局の方をご紹介いただく機会を得て、センターでの研修が実現しました。

センターでの研修中は、実際の労働相談への同席(弁護士相談・専門員相談)、都内各所のセンター訪問、労働組合へのヒアリングなど、短期間ながら非常に多くの機会をご用意いただきました。社会人経験のなかった私にとっては、三庁とは異なるいわゆる「組織」の中で過ごすことも新鮮な体験でした。

また、実際の研修に入る以前の段階で、受け入れに関する手続や調整が必要となり、それ自体が印象深い経験でした。具体的には、同局では修習生を受け

入れた前例がなく、大学生のインターンシップに準じた対応を整えていただく中で、「協定書の締結が必要」との要請があり、その際、「協定書の締結名義をどうするか」という問題が生じました。司法修習生は、司法研修所に所属しているものと考えていましたので(これ自体は間違っていないものと思いますが)、裁判所の修習担当部署に可否を照会しましたが、「そのような書類を差し入れた前例はない」とのことで、調整は難航しました。

最終的には、理屈が通っているのかどうなのかはよくわかりませんが、「司法修習生は司法研修所に所属しているが、実務修習中は、三庁に順次配属され、自己開拓プログラム中は弁護士会での修習中である」ということで、配属庁であった当会の司法調査課のご尽力により、当会会長名義で協定書を締結いただき、無事研修を実現することができました。

本稿執筆にあたり、当時の私自身のメールを読み返してみますと、拙いながらも各所に照会して何とか研修を実現させたいという思いが読み取れ、いま一度、何か扉をひらこうとする姿勢の大切さを思い出すことができました。

また、「修習生を一週間程度受け入れるだけなのに、随分と大げさだ」とも感じたものですが、一定の社会経験を積み、改めて思い返しますと、前例がないところに、東京都産業労働局、当会双方のご担当者をはじめ関係者が多くの調整を重ね、扉をひらいてくださったのであろうと今更ながらに認識し、深く感謝する次第です。

## 弁護士としてはじまる第二の人生

会員 田中 幸徳



### 1 弁護士を目指すまで（自己紹介）

私は、大学卒業後は損害保険会社に就職し、代理店営業や企業営業を担当したり、官公庁への出向を経験したりした。仕事をするなかで「自分の力で直接人の役に立てる仕事をしたい」という想いが強くなり、会社の合併という環境の変化も相まって、司法試験を目指すことを決意し、8年間勤めた会社を退職した。そして、司法試験の勉強をするなら実務を学びながらがいいと思い、都内の法律事務所のパラリーガルに転職した。そのころにはすでに結婚し、子どもも2人いたことから、専業受験生になるという選択肢はなく、働きながら通える筑波大学法科大学院に進学した。こうして、日中はパラリーガルとしてフルタイムで働き、夜は司法試験受験を目指す学生としての生活が始まった。

### 2 司法試験合格まで

筑波大学法科大学院では、自分と同じように、様々なバックグラウンドを持つ仲間に出会うことができ、とても刺激を受けた。もっとも、仲間が次々に合格していくなか、私は司法試験合格までには時間がかかってしまった。

同大学院卒業後、勉強が手詰まりになった際には、司法試験の合格を目指す仲間が集まる外部のゼミの門をたたいた。そこで仲間と切磋琢磨したことで、令和5年に4回目の受験でやっと合格した。

合格に時間がかかった分、特に家族には負担をかけたと思うが、筑波大学法科大学院やゼミでの出会いは、かけがえのないものとなっている。

### 3 弁護士になってから

司法修習後、私は元居た法律事務所に弁護士とし

て戻ることにした。私は特に就職活動もせず、出戻り一択だったので、「他にも選択肢があったのでは」と聞かれることも多かった。しかし、私は今いる事務所の理念に共感していたから弁護士として同じ事務所で働きたいと思っただけで、事務所の将来性も感じているので、まったく迷いがなかった。また、職場の方々に応援してもらったからこそ法科大学院に通学でき、司法試験に合格できたので、その恩返しをしたい思いもある。

執筆時点（7月初旬）はまだ先輩弁護士が面談に同席してくださっている状態なので、事務所の戦力にはなれていないが、少しずつ依頼者とのやりとりを任せてもらえる場面も増えてきた。「弁護士にとっては100件のうちの1件でも、依頼者にとってはその1件がすべてである」とよく言われるが、依頼者対応を通して、まさに実感しているところである。

### 4 今後の目標

弁護士によって考え方は様々だと思うが、私は、私を頼ってくれた人に対して「自分は専門外だから」と相談を断ることがない弁護士でありたいと思っている。ゼネラリストとしてどの分野でも一線級の力をつけつつ、自分の興味領域についてはスペシャリストとして突出できるよう自己研鑽に励んでいきたい。

また、社会人として色々な経験をしてきた自分だからこそできること（自分に依頼してもらうことの付加価値）は何かを追求していきたい。

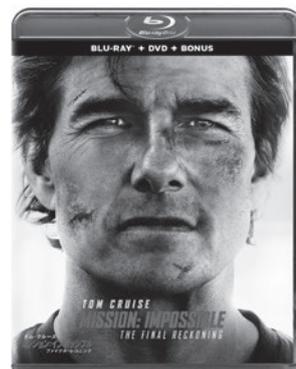
今は、弁護士として第二の人生をスタートできたことを大変嬉しく思っている。これからも初心を忘れず、依頼者のために何ができるかを常に考えながら、努力を続けていきたいと思っている。

## 『ミッション：インポッシブル / ファイナル・レコニング』

2025年/アメリカ/クリストファー・マッカーリー監督作品

令和でもなお進化する  
ギネス級スタント

会員 首藤 哲伺 (70期)



ミッション：インポッシブル / ファイナル・レコニング  
ブルーレイ+DVD セット:5,390円(税込)  
発売・販売元：株式会社ハピネット・メディアマーケティング  
©2025 Paramount Pictures. All Rights Reserved.  
※商品情報は記事公開時点のものです。最新の内容をご確認ください。

平成生まれの私は昭和を伝聞でしか知らず、大体よく聞かされるのは当時の武勇伝で、「昭和だから許された」で締めくくられるものなのだが、令和になってもなお、昭和武勇伝に負けない無茶なスタントにトム・クルーズが挑むのが「ミッション：インポッシブル」シリーズの醍醐味と言える。

1996年から約30年にわたって愛され続けたこのシリーズが、ついに最終章を迎える。イーサン・ハントの物語がどのような結末を迎えるのか、そしてトム・クルーズは今度はどんな無茶なアクションをスタント無しでやるのか、その答えを確かめずにはいられなかった。

結論から言えば、本作でもトム・クルーズはとんでもないアクションを行っている。トム・クルーズの圧倒的な存在感は今作でも健在で、60歳を超えてなお、命がけのスタントに挑む姿勢には驚嘆せざるを得ない。

特に印象的だったのは、次の3つである。

- (1) 回転する潜水艦内での潜水
- (2) 空中で飛び回る小型プロペラ機の羽にしがみついてコックピットに飛び乗る
- (3) 炎上するパラシュートでのスカイダイビング

なお、(3)のシーンについては「炎上するパラシュートでのダイビング回数最多記録」というギネス記録を取得しており、YouTube上に特別映像が公開されているのだが、その中でトム・クルーズが「冷静に行こう。リスクは取らない」と言っており、彼にとっての「リスク」とは何を指す言葉なのか分からなくなってくる。

「映画として公開されているのだからトム・クルーズは無事なはず」と頭で分かっているのだが、それでもなお、「危ない!」と言いたくなるような緊張感と臨場感

が画面越しでも伝わってくる。CGに頼らない実写ならではの迫力は、観る者の心拍数を確実に上げる。

ちなみに、(1)のシーンの水中でトム・クルーズが演じていると分かるために作られた特別なマスクとウェットスーツは、10分間しか着用ができない(長時間使用すると低酸素症になってしまう)という制約があったため、撮影シーン自体十分に不可能なミッションになっていたらしい(トム・クルーズ自身「自分の二酸化炭素を吸い込んでいた。それが体内に蓄積されて肉体に影響を与えるから、それを克服しながら演技に集中する必要があったんだ」というわけのわからないことをインタビューで言っている)。

また、本作は単なる完結編ではなく、シリーズ全体の集大成としても機能しており、シリーズ1に登場した意外な人物が再登場して活躍したり、長年にわたってイーサンと共に戦ってきた仲間たちとの絆が、物語の重要な柱となっている。

特に、ビング・レイムス演じるルーサーとの友情は、単なる仕事上の関係を超えた深い信頼関係として描かれ、長年シリーズを追いかけてきた者の心を打つ。

最後に、本作のヴィラン(悪役)は世界の核兵器を掌握してしまうスーパーAIなのだが、現実世界でもAI作成のCG動画や文章が人々を驚かせている(この文章もたたき台はAIに作らせてみた)。

そんな令和の時代において、あえてCGだけでなく、身体をはった昭和顔負けの無茶なスタントに挑み続ける本作は、将来にわたって私の心に残るだろうと考え、本作を選ばせていただいた(決してたまたま一昨日観に行ったからではない)。



# お好み焼きの魅力

会員 小山 加奈 (70期)

## 1 私とお好み焼き

私は、広島で生まれ、東京の大学に進学するまで広島で育った。広島で過ごした期間よりも東京で過ごした期間の方が長くなったが、月に幾度も、お好み焼きを食べる習慣だけは、広島で過ごしていた頃と変わらない。

## 2 月に何回お好み焼きを食べる?

幼い頃は、月に5~6回は、お好み焼きを食べていた。

- ① 家族と、いわゆる、フードコートのお好み焼き屋に行って食べる。
- ② 自宅近くのお好み焼き屋に、自宅から皿を持ち込み、焼き立てのお好み焼きを持ち帰って食べる。
- ③ デリバリーを頼み、自宅で、発泡スチロールの容器に入ったお好み焼きを食べる。
- ④ 自宅のホットプレートで焼いたお好み焼きを食べる。

この他、月に何度か、スーパーマーケットの総菜コーナーでお好み焼きを買い、夕食のおかずにするので、都合、月に、5~6回はお好み焼きを食べることになる。

## 3 町のお好み焼き屋

私が成長し、ふざけて鉄板に触る危険がなくなると、持ち帰りあるいはデリバリーではなく、町のお店でお好み焼きを食べる機会が多くなった。自宅から徒歩5分圏内に絞っても、お好み焼き屋が、5~6軒はあったのだ。

町のお好み焼き屋には、過剰なサービストークはない。「今日は?」「そば1枚」「鉄板?お皿?」「お皿」「ごちそうさま」「600円、ありがとう」で、会話が完結する。客は、テレビを見たり、雑誌や新聞を読んだりしながら、お好み焼きを食べる。店主は、お好み焼きを焼きながらも、基本、テレビやラジオに集中している。まるで、長年連れ添った夫婦のような会話と雰囲気だった。

## 4 お好み焼きの味わい深さ

上京してからの私は、長年の習慣から逃れられず、好みのお好み焼き屋を探して、食べ歩きをするようになった。

あまりお好み焼きを食べたことのない人は、「お好み焼きって、鉄板に薄い生地を敷いて、キャベツと豚肉と中華そばを挟んで焼いて、ソースがかけてあればいいんじゃない?」と思うかもしれない。しかし、麺の調理方法一つ、焼き方一つで、お好み焼きは、全く、異なる食べ物になる。

ある店は袋麺をバリバリに焼き上げ、別の店は茹でたての麺を炒めてしっとりとした食感を重視する。ある店は、焼き上がり途中のお好み焼きに、ボウルを被せてふんわりと蒸し上げ、別の店は、ギュウギュウとお好み焼きをヘラで鉄板に押し付け、平らな形に形成する。

お好み焼きは、調理法次第で、全く、別の食べ物になるのだ。

## 5 人とのつながり

食べ歩きを続けた私は、ようやく、何軒か、好みの好み焼き屋を見つけた。

町のお好み焼き屋にいた時と同様、店長とほとんど会話をすることは無いが、私がふらりと訪れると、満席でも無理やり席を空けてくれたり、お酒を一杯サービスしてくれたりする。思えば、町のお好み焼き屋でも、店長が腰を痛めていれば「あそこの病院がいいよ」と紹介をする客がおり、常連の客に祝い事があれば、店長から客にサービスのお酒が振舞われていた。お好み焼き屋には、ちょうどよい距離感の人とのつながりがあるのだ。



お好み焼きには、魅力があふれている。

これからも、お好み焼きの魅力を探し続けていきたい。